

深川市 こども計画

(第3期 深川市子ども・子育て支援事業計画)



令和7年度～令和11年度



北海道深川市

はじめに



こどもは社会の希望であり、未来を創る大きな力です。

こども自身が自己肯定感を持つとともに、幼児期から、いのちの大切さなどを身につけ、健やかに成長ができるための環境づくりは、社会全体で取り組まなければならない喫緊の課題であります。

一方、国内の少子化は改善されず、このまま人口減少が加速化されてしまえば、50年後の日本の人口は3分の1が失われるおそれがあるといわれております。

こうした状況に政府は、我が国が直面する最大の危機であるとして「こども未来戦略」を閣議決定し、持てる力を総動員して少子化対策と経済成長の実現に不退転の決意で取り組むこととされました。

本市ではこれまでも、子ども・子育て支援事業計画に基づき児童福祉や母子保健をはじめ教育、商工労働など幅広い分野において子育て支援にかかわる対策を総合的に実行してきたところでありますが、子育て家庭の状況をみると、子育ての負担や不安感が解消されるまでには至っていないことから、安心して子育てができる環境の整備を最重要課題として取り組む必要があります。

このため本市では、こども子育て条例を制定し、全てのこどもや若者が[※]ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）で生活を送ることができるよう、令和6年2月に「[※]こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、「[※]こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを開始しました。

今後、本計画をもとに市民の皆さまとの連携を図りながら関連する施策を総合的に推進してまいりますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本計画の策定にあたりアンケート等にご協力をいただいた多くの市民の皆さま、貴重なご意見等をいただいた子ども・子育て審議会の委員の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆さまに心より感謝申し上げます。

本計画に基づく様々な子育て支援の充実が、次の世代を支えるこどもや若者に対する最大の応援となり、一人でも多くの方に出産や子育ての希望が実現することを、切に願っております。

令和7年3月

深川市長 田中昌幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画策定体制	2
5	SDGsとの関係	2

第2章 こどもや子育て世帯の現状

1	人口統計資料	3
(1)	少子化の現状	3
	①合計特殊出生率及び出生数の推移	
	②人口の推移と将来人口推計	
	③就学前のこどもの数の状況	
	④働く女性の状況	
(2)	子育て家庭の現状	9
	①子育てに対する負担感等の状況	
(3)	こどもの意見反映について	11
(4)	こどもを持つことへの考え方について	12
(5)	保育サービスの状況	14
	①教育・保育施設の現状	
2	教育・保育環境の現状	15
(1)	子育て支援サービスの状況	15
	①地域子育て支援拠点事業	
	②妊婦健康診査	
	③乳児家庭全戸訪問事業	
	④子育て活動支援事業	
	⑤一時預かり事業	
	⑥病児・病後児保育事業	
	⑦放課後児童健全育成事業	
(2)	児童センター等の状況	18

（3）母子保健事業の状況	19
（4）学校教育等施設の状況	21
（5）児童虐待・各種相談の状況	22
3 こども・子育て支援における課題等	23
（1）前計画の評価とまとめ	
（2）施策目標の評価	

第3章 めざすべき姿と理念・基本的な考え方

1 基本理念	26
2 基本目標	26
基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり	26
基本目標2 安心してこどもを生み育てることができるまちづくり	27
基本目標3 こどもの健やかな成長を支えるまちづくり	27

第4章 施策の展開

1 施策の体系	28
2 施策の目標	29
① こども・若者を権利の主体とし、その当事者である こどもや若者の意見を活かし、対話による施策の推進	
② 地域における子育ての支援	
③ こども等の安全の確保	
④ 子育てを支援する生活環境の整備	
⑤ こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実	
⑥ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実	
⑦ ワークライフバランスの推進	
⑧ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	

第5章 教育・保育施設の量の見込みと確保方法

1 教育・保育、地域こども・子育て支援事業の推計	37
（1）推計の手順	37
2 教育・保育提供区域の設定	38
（1）教育・保育及び地域こども・子育て支援事業に係る区域	38
（2）人口推計	39

3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと	
	提供体制の確保の内容及びその実施時期	39
(1)	保育所	39
(2)	幼稚園	40
(3)	認定こども園	40
4	地域こども・子育て支援事業の量の見込みと	
	提供体制の確保の内容及びその実施時期	42
(1)	時間外(延長)保育事業	42
(2)	放課後児童健全育成事業	42
(3)	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	44
(4)	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	45
(5)	一時預かり事業	45
(6)	病児・病後児保育事業	46
(7)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター)	46
(8)	妊産婦に対する健康診査	47
(9)	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業	47
(10)	妊婦等包括相談支援事業	48
(11)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	48
(12)	産後ケア事業	49
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び	
	当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	50
(1)	認定こども園の普及に係る基本的考え方等	50
(2)	質の高い教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の役割、 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	50
(3)	教育・保育施設等の相互の連携及び小学校等との 連携についての基本的考え方	50

第6章 計画の進行管理等

1	計画の進行管理	51
---	---------	----

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的な出生数の減少傾向は加速しており、令和5年度の出生数は727,277人で統計開始以来最低の数字となり、合計特殊出生率についても1.20と減少の傾向が続いています。

少子化の流れは、社会保障制度や経済活動などへの深刻な影響だけでなく、なにより、将来を担う子ども自身の育ちへの影響が懸念されます。

また、核家族化の進行や地域社会の変化は、人と人との繋がりの希薄化をもたらすなど、子育てに不安や負担感等を感じる家庭は少なくないことから、安心して子どもを生き育てることができる社会、子ども自身が育つ力を大切にできる社会を実現することは、社会全体で取り組まなければならない喫緊の課題であります。

このような子どもと子育てをめぐる社会背景のもと、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に則り、市では、『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』及び『地域における子ども・子育て支援の充実』を目指し、「深川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策の充実を図ってきましたが、少子化のトレンドが回復するまでには至っておりません。

こういった状況を改善していくためには、全ての子どもや若者がウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組と一体的に推進していくことが重要でありますので、令和7年4月から5年間の計画について、子ども基本法に基づく「子ども計画」と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定することとします。

2 計画の位置付け

この計画は、子ども基本法第10条に基づく市町村子ども計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村に策定が義務づけられている市町村子ども・子育て支援事業計画です。

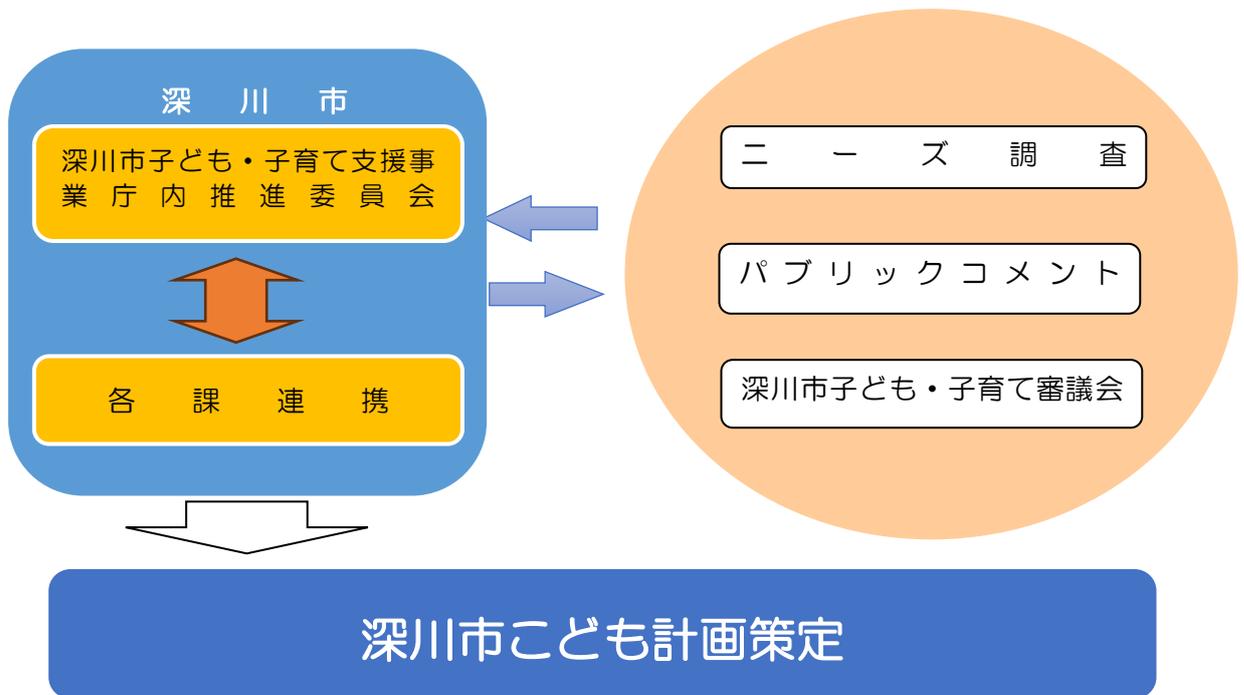
さらに、本市におけるまちづくりの基本方向を示した「第六次深川市総合計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく計画として位置づけるとともに、「母子保健計画の策定について」（平成26年6月17日雇児発第0617号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「母子保健計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村計画並びに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画を内包し、策定します。

この計画の推進にあたっては、子どもの福祉や教育に関する他の計画などとの整合を図り、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野の施策の総合的・一体的な推進を図ります。

3 計画の期間

法における計画期間は、5年を1期とされており、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

4 計画策定体制



5. SDGs との関係



※SDGsは、平成27年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、令和12年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき課題とその目標（ゴール）のことであり、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」を略したものです。

SDGsの目指す17の目標のうち本計画を推進する中で特に関連の深い下記7つの目標

の達成を目指しながら、SDGsの目標達成に貢献するものです。



第2章 こどもや子育て世帯の現状

1 人口統計資料

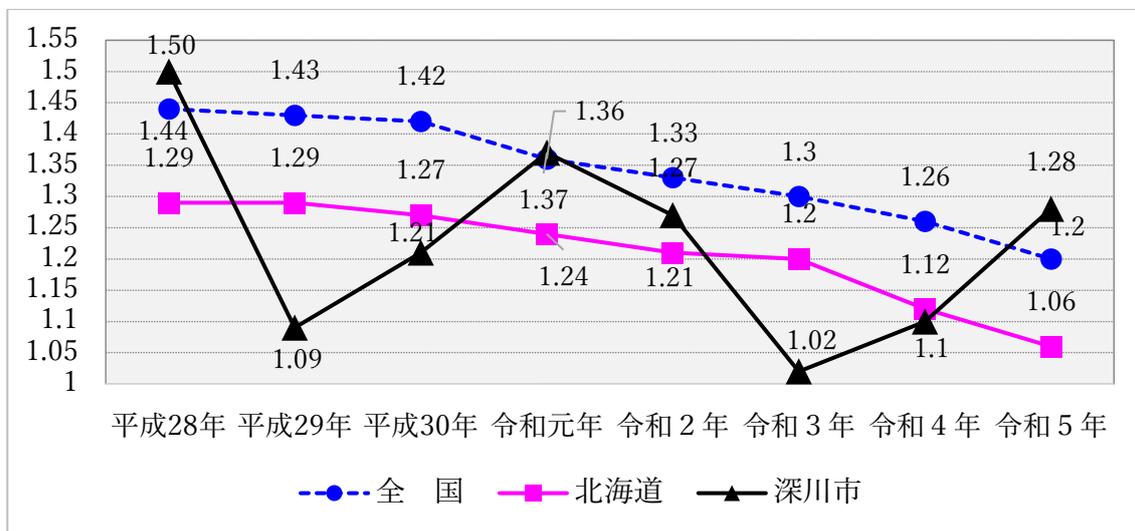
(1) 少子化の現状

①合計特殊出生率及び出生数の推移

本市の合計特殊出生率は、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響により出生数とともに大幅な減少となっていますが、その後若干回復したものの減少の傾向は継続しています。

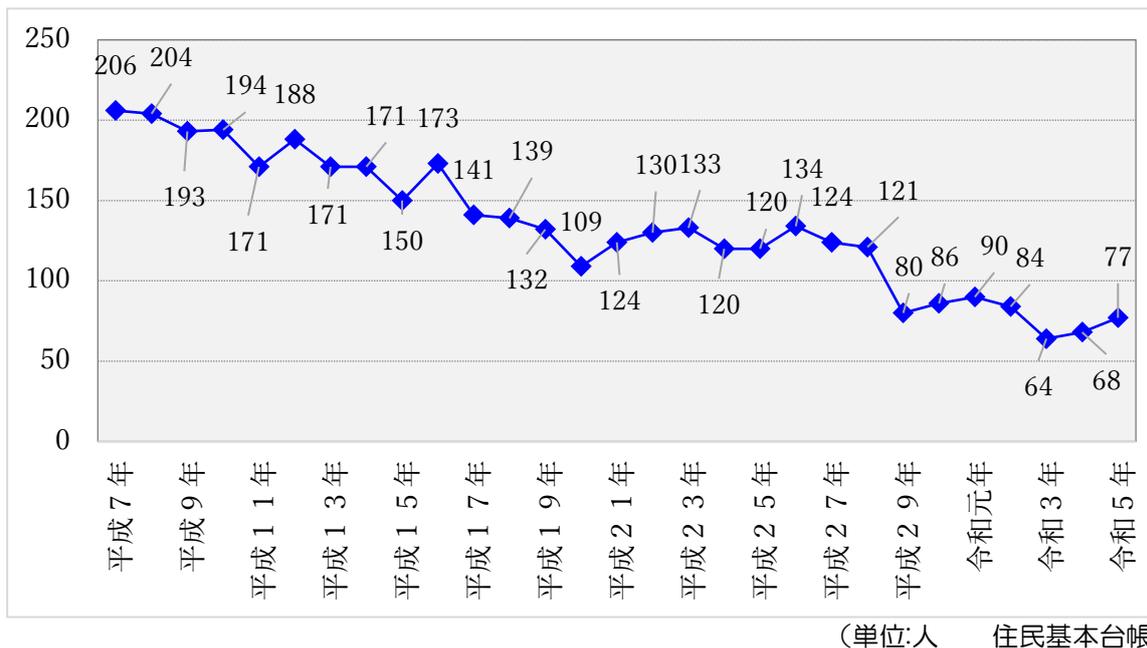


合計特殊出生率



出生数の推移

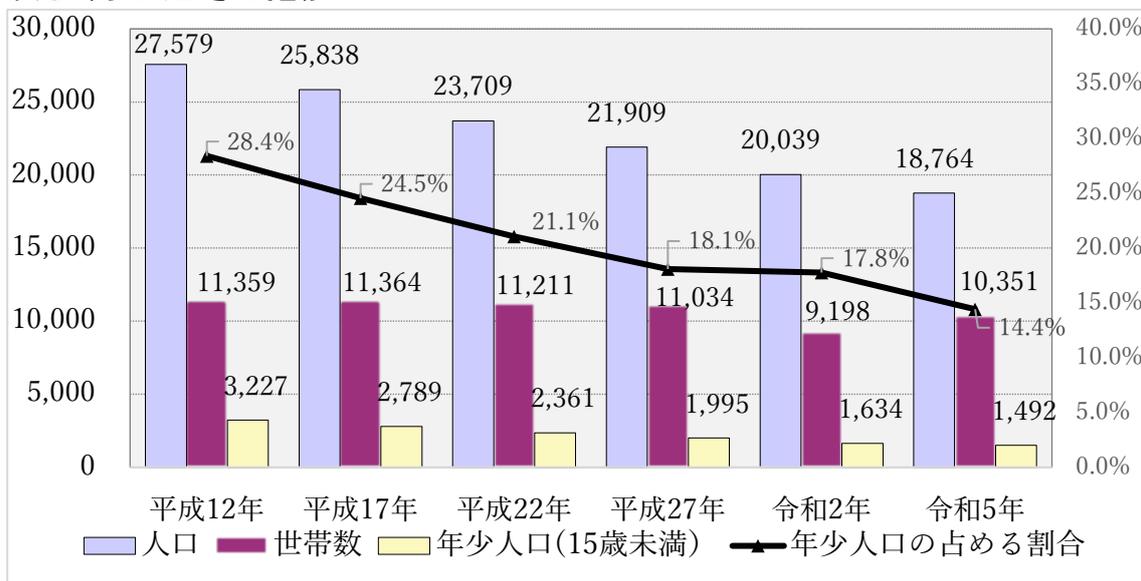
(厚生労働省・深川市分は健康・子ども課)



②人口の推移と将来人口推計

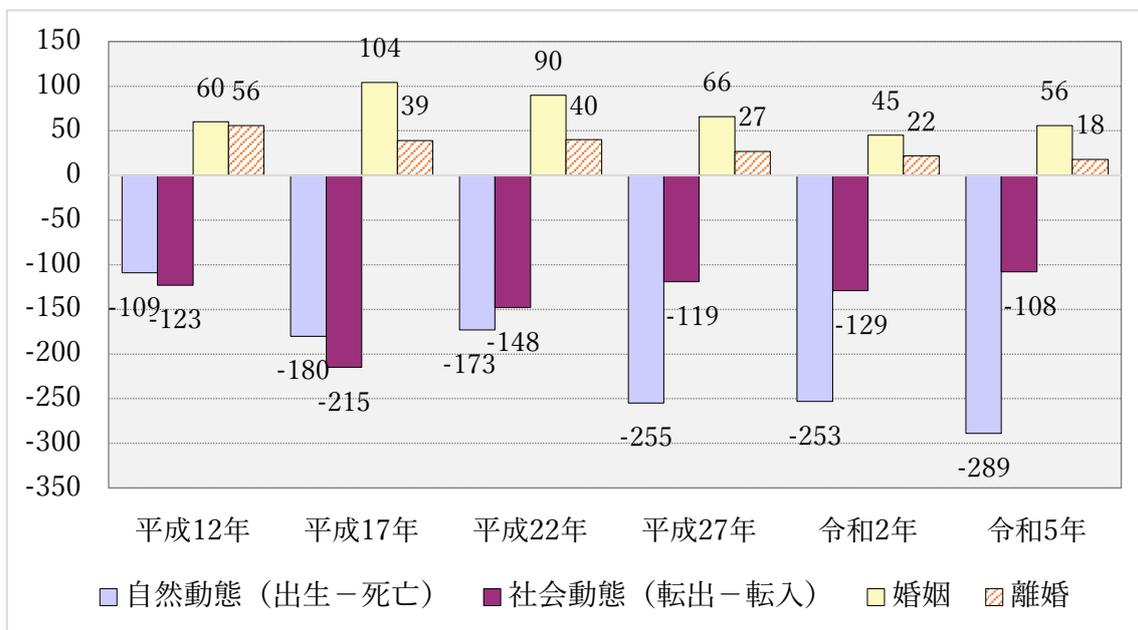
本市の人口動態の推移は、自然動態（出生数と死亡数の差）及び社会動態（転入数と転出数の差）ともに負数で推移しており、自然動態による負数は増加傾向にあります。

人口及び年少人口等の推移



(単位:人 H7~H27の人口・年少人口は国勢調査、それ以外は住民基本台帳)

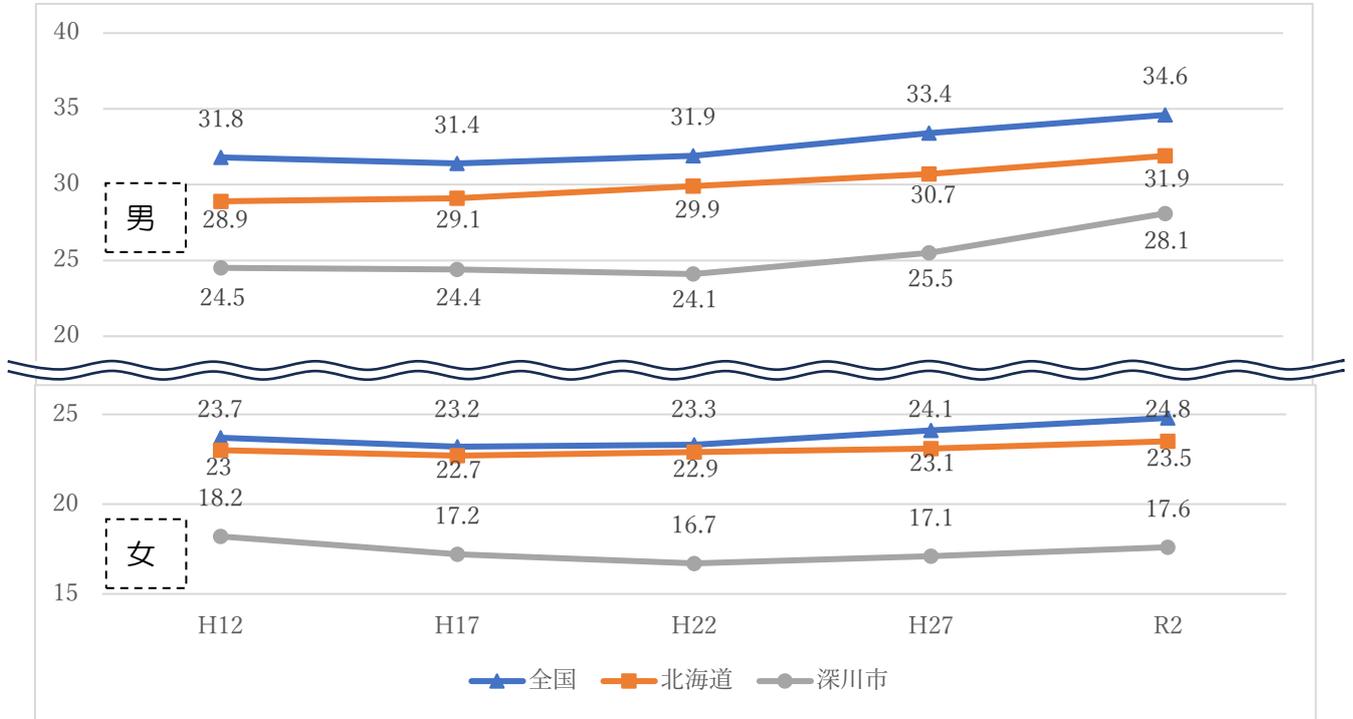
人口動態（自然動態、社会動態、婚姻、離婚数）



(単位:人 住民基本台帳)

未婚率の推移

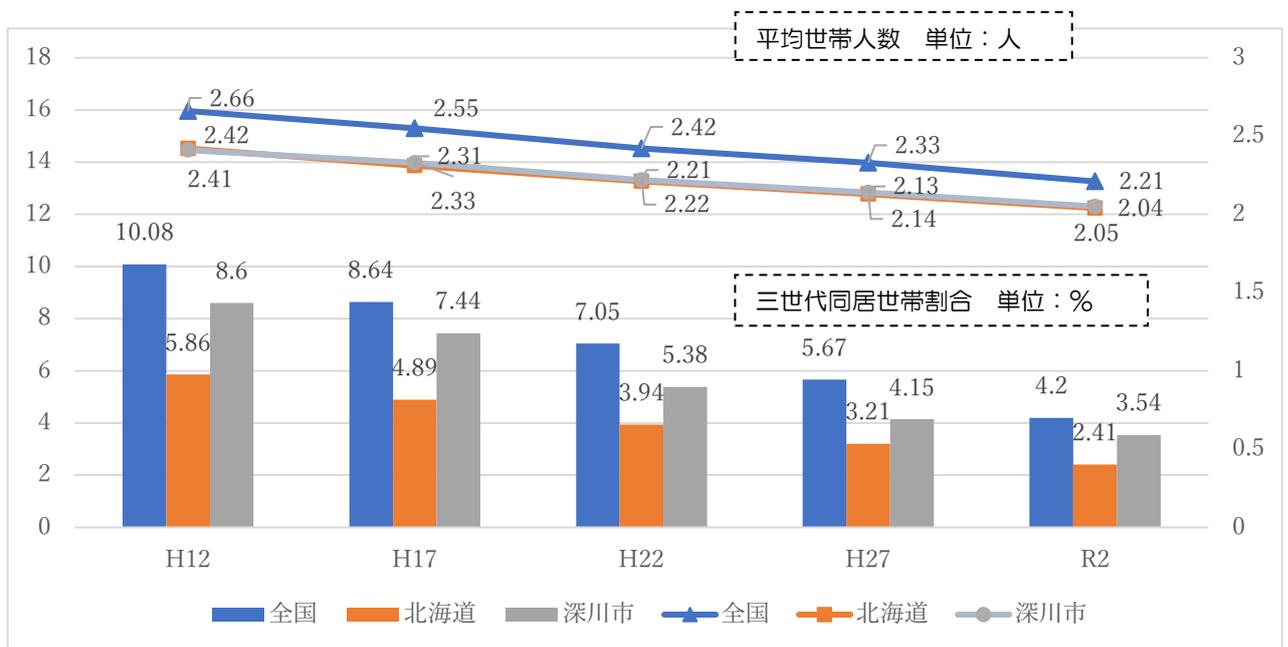
15歳以上の人口に占める未婚率については、全国や全道に比べ低いものの上昇傾向にあります。



(単位:% 国勢調査)

核家族化の状況

三世代で同居している世帯の割合については、全国に比べて低い状況で北海道全体とほぼ同様に推移している。

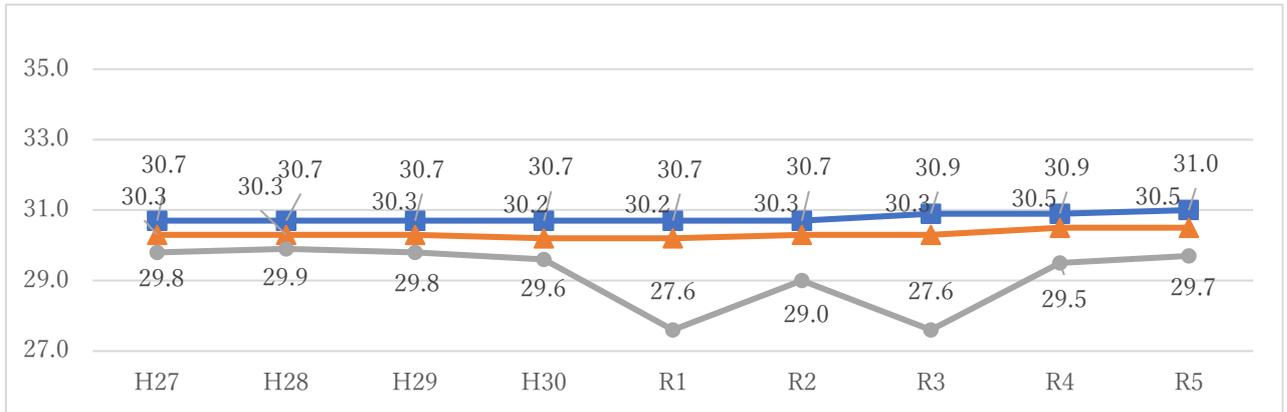


(国勢調査)

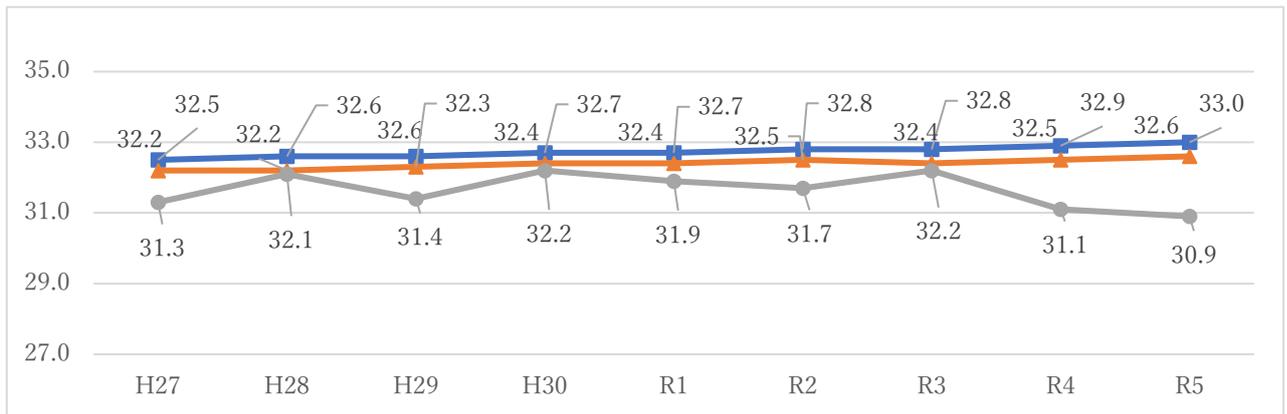
母親の平均出産時年齢の推移

本市における、出産時の母親の年齢に関しては1年間の出生数が少ないので前後していますが、全国、全道と比較すると低いが徐々に上昇している傾向にあります。

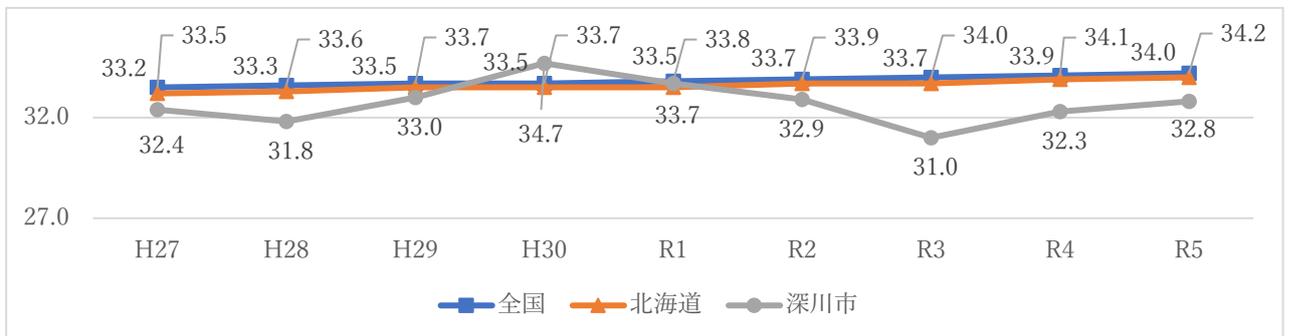
第1子



第2子



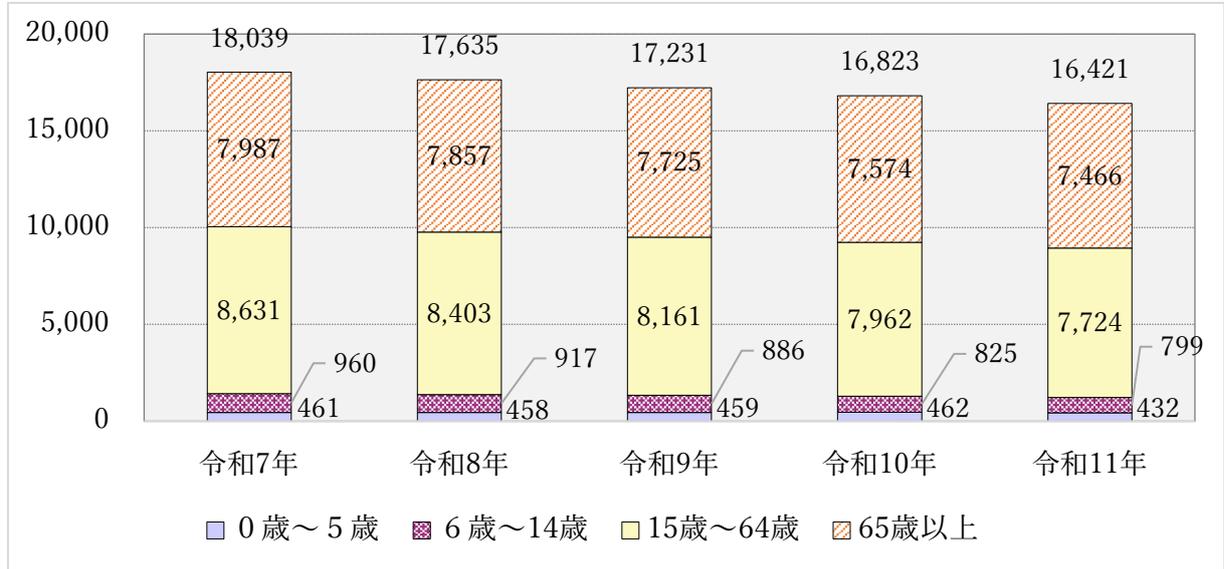
第3子



(国・道、人口動態調査 市、住民基本台帳 単位：歳)

将来人口の推計

各年代区分とも減少傾向が見込まれています。
 学校教育・保育の量の見込み及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みの算出は、この人口推計を用いています。



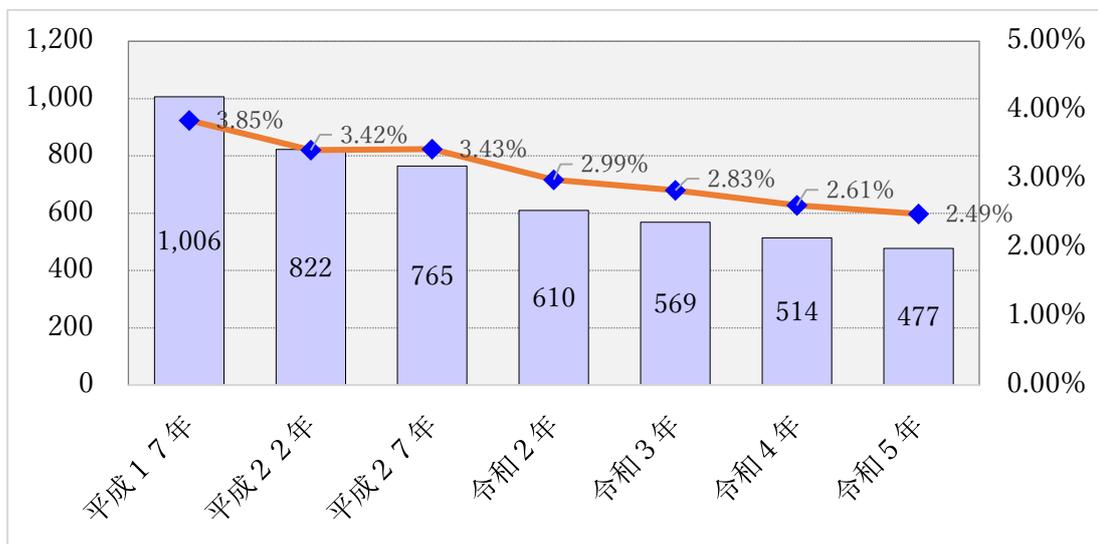
(単位:人 健康・子ども課)

※人口推計の方法について
 今回の推計では、令和3年から直近の令和5年の各年3月末時点の住民基本台帳上の人口をもとにして、1歳階級別のコーホート変化率の平均値を使って予測しています

③就学前のこどもの数の状況

人口に対する就学前児童の割合

人口に対する就学児童前の割合は高齢化の進行に伴い少しずつ減少傾向にあります。



(単位:%、人 住民基本台帳)

④働く女性の状況

フルタイムで就労する母親の割合が就学前児童世帯、小学生児童世帯共に増加しています。

母親の就労状況（就学前児童世帯の結果）

	平成 20 年	平成 25 年	令和元年	令和6年
フルタイムで就労(就業中)	29.5%	29.9%	41.1%	43.4%
フルタイムで就労(休業等)	6.0%	8.2%	11.0%	21.1%
パート・アルバイト等(就労中)	25.5%	20.9%	25.5%	19.7%
パート・アルバイト等(休業等)	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
以前は就労していたが現在は就労していない	32.4%	35.5%	20.1%	13.2%
これまで就労したことがない	6.3%	2.8%	1.7%	0.0%
無回答	0.2%	2.6%	0.6%	0.0%

(こども・子育て支援に関するニーズ調査)

母親の就労状況（小学生児童世帯の結果）

	平成 20 年	平成 25 年	令和元年	令和6年
フルタイムで就労(就業中)	34.6%	42.1%	49.5%	60.0%
フルタイムで就労(休業等)	1.3%	1.3%	0.9%	3.9%
パート・アルバイト等(就労中)	37.5%	35.2%	34.5%	27.1%
パート・アルバイト等(休業等)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
以前は就労していたが現在は就労していない	22.0%	14.1%	10.5%	8.4%
これまで就労したことがない	4.4%	3.4%	1.4%	0.6%
無回答	0.2%	3.8%	3.2%	0.0%

(こども・子育て支援に関するニーズ調査)

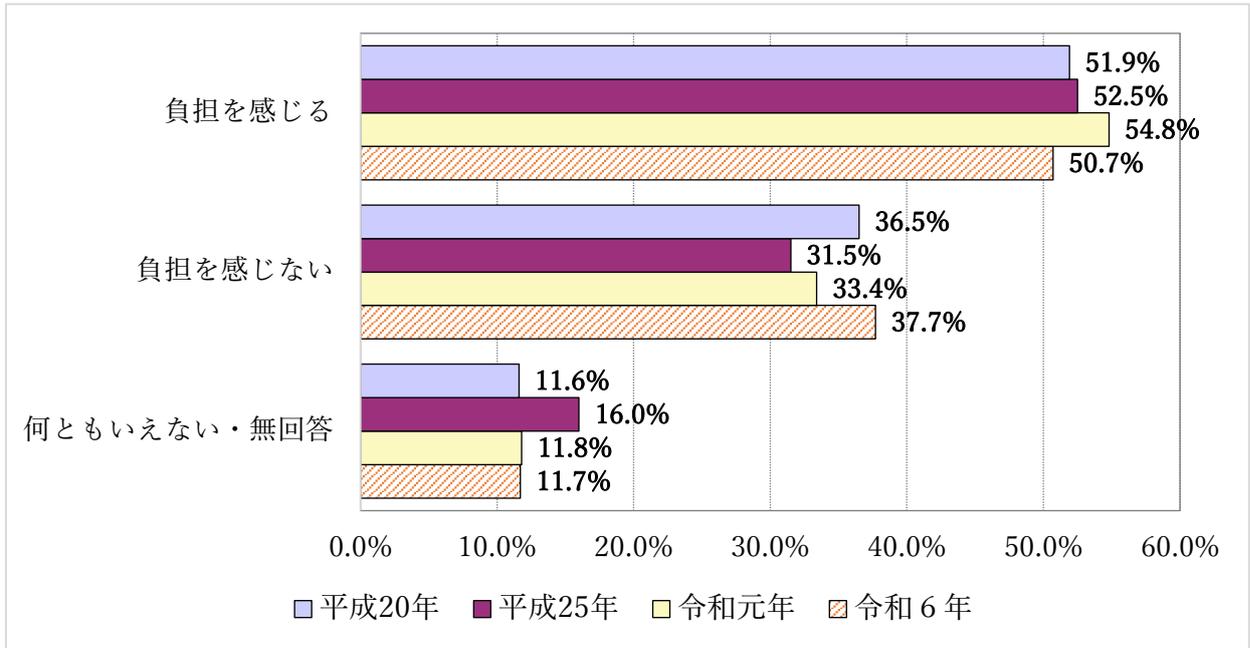
(2) 子育て家庭の現状

①子育てに対する負担感等の状況

子育てに対する負担感や不安感は、就学前児童の世帯・小学生児童の世帯ともに前計画で把握した数値より減少しましたが、半数以上が負担感や不安感を感じていますが、「負担感や不安感を感じていない」と考える世帯の割合は増加傾向にあります。

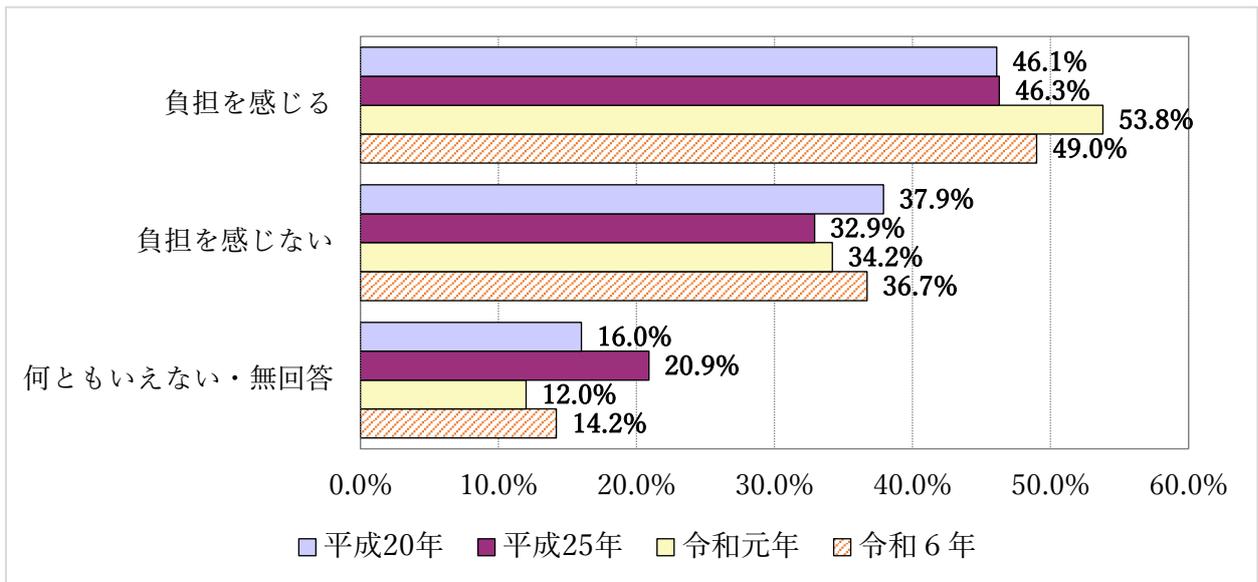


子育てに関する不安感や負担感について（就学前児童世帯の結果）



(こども・子育て支援に関するニーズ調査)

子育てに関する不安感や負担感について（小学生児童世帯の結果）



(こども・子育て支援に関するニーズ調査)

不安や負担感を解消するために必要なこと（就学前児童世帯の結果）

	平成 20 年	平成 25 年	令和元年	令和6年
地域における子育て支援の充実	24.7%	26.9%	35.3%	36.4%
保育サービスの充実	40.6%	27.7%	52.5%	42.9%
子育て支援のネットワークづくり	8.3%	7.0%	14.1%	7.8%
地域内でのこどもの活動拠点の充実	17.4%	9.8%	16.9%	10.4%
妊婦・出産に対する支援	19.1%	8.7%	22.6%	29.9%
母親・乳児の健康に対する支援	10.8%	10.9%	21.2%	10.4%
こどもの教育環境の充実	27.0%	29.7%	38.8%	20.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面充実	33.0%	33.1%	42.8%	20.8%
仕事と家庭生活の両立	48.1%	38.1%	52.9%	39.0%
こどもが対象の犯罪・事故の抑制	16.6%	11.8%	20.2%	5.2%
要保護児童に対する支援	1.5%	2.5%	3.5%	2.6%
その他	5.8%	3.1%	2.6%	0.0%
無回答	3.5%	19.3%	0.7%	0.0%

（こども・子育て支援に関するニーズ調査）

不安や負担感を解消するために必要なこと（小学校児童世帯の結果）

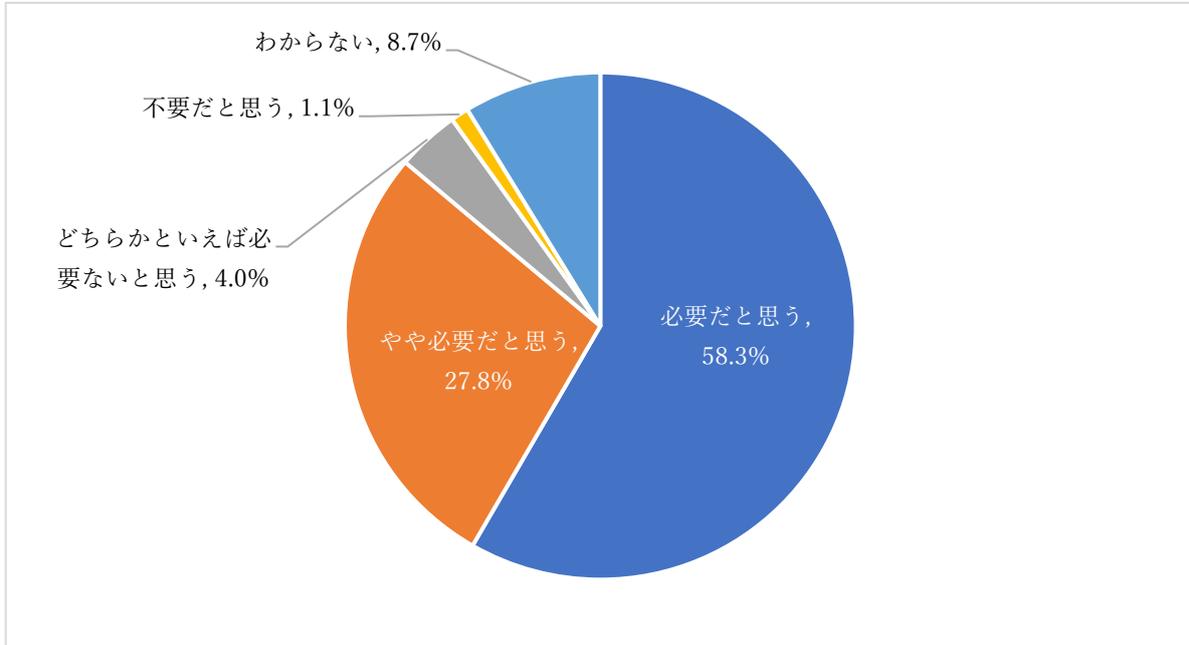
	平成 20 年	平成 25 年	令和元年	令和6年
地域における子育て支援の充実	20.6%	26.9%	24.4%	31.0%
保育サービスの充実	20.6%	14.2%	18.1%	21.3%
子育て支援のネットワークづくり	6.6%	3.0%	5.4%	4.5%
地域内でのこどもの活動拠点の充実	21.2%	17.4%	18.8%	29.0%
妊婦・出産に対する支援	10.1%	7.1%	9.3%	10.3%
母親・乳児の健康に対する支援	5.5%	3.4%	5.2%	3.2%
こどもの教育環境の充実	40.7%	44.9%	42.5%	49.7%
子育てしやすい住居・まちの環境面充実	28.7%	28.9%	44.0%	38.1%
仕事と家庭生活の両立	47.7%	43.7%	49.0%	56.8%
こどもが対象の犯罪・事故の抑制	35.4%	22.9%	28.4%	15.5%
要保護児童に対する支援	4.4%	4.0%	2.8%	2.6%
その他	4.8%	6.5%	7.3%	9.0%
無回答	1.5%	11.9%	3.6%	0.0%

（こども・子育て支援に関するニーズ調査）

(3) こどもの意見反映について

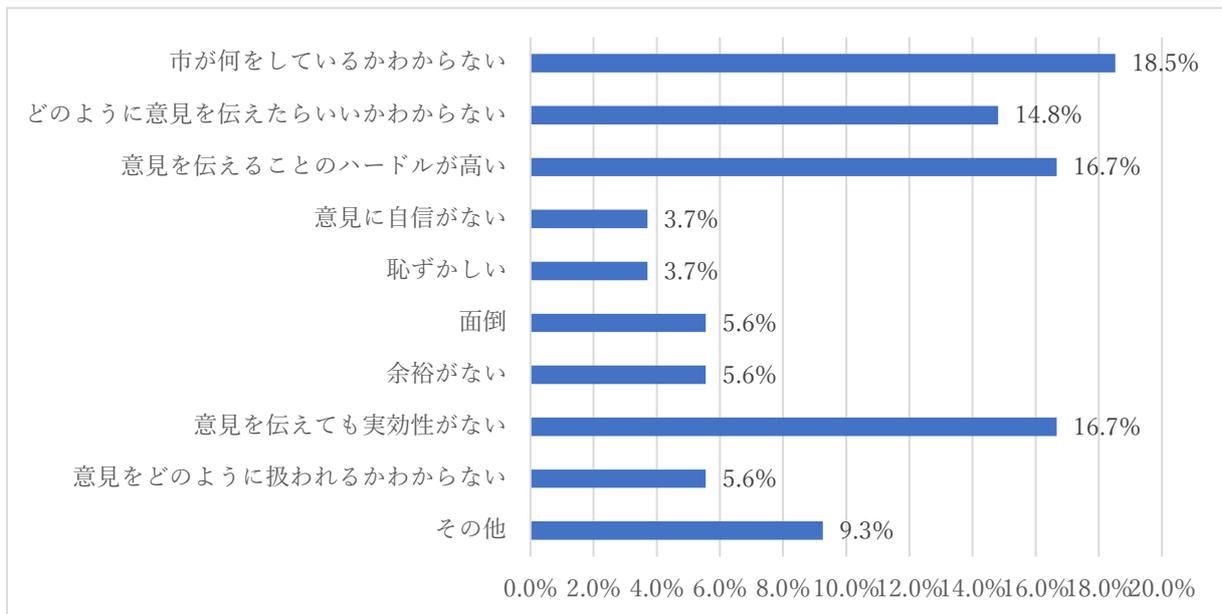
①こどもが国や市に思ったことを伝える仕組みについて

こどもの意見反映については、86.1%の市民が「必要」又は、「やや必要」であると考えています。



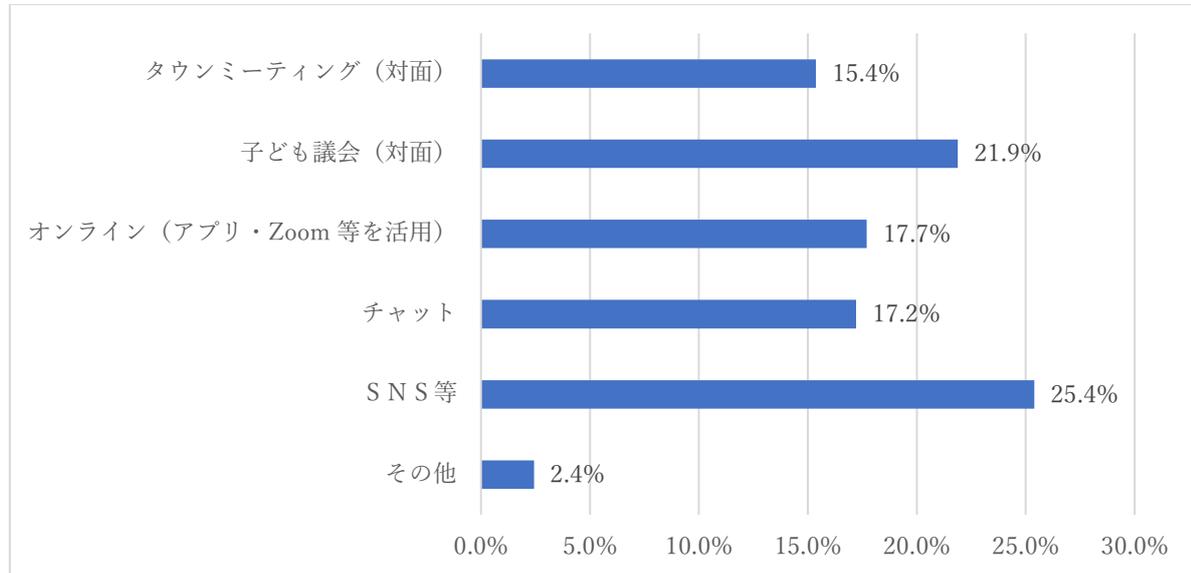
(こども・子育て支援に関するニーズ調査及び若者向けアンケート)

②必要ないと思う理由について



(こども・子育て支援に関するニーズ調査及び若者向けアンケート)

③有効な手段について

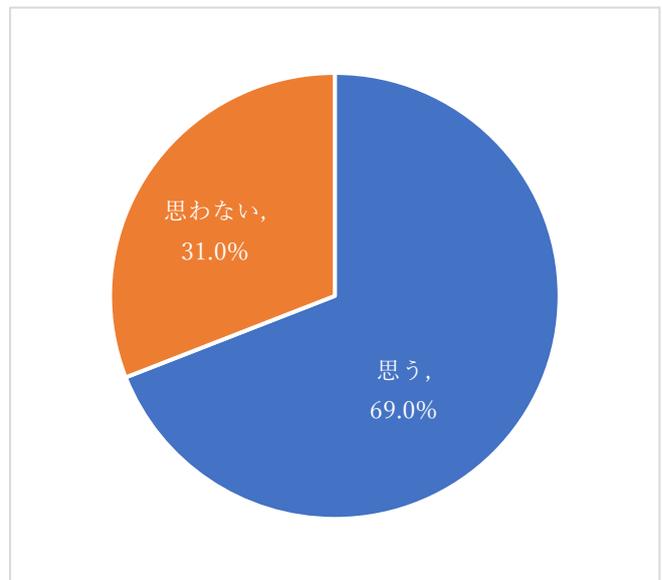


(こども・子育て支援に関するニーズ調査及び若者向けアンケート)

(4) こどもを持つことへの考え方について

①こどもを持つことの希望について

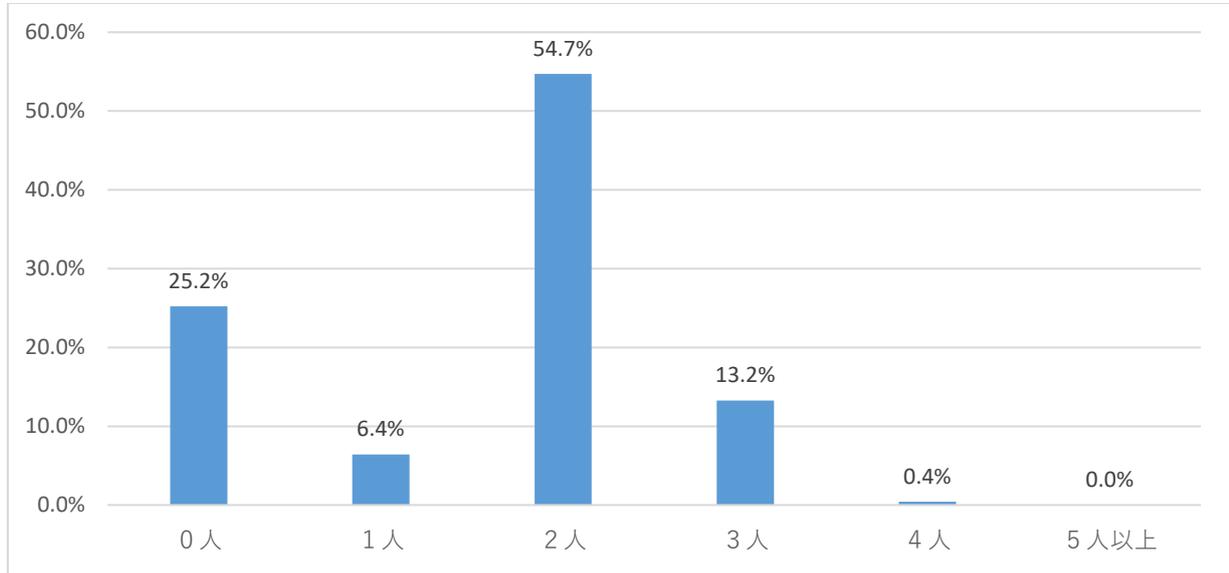
将来こどもを持つことの希望については、およそ3割の方が将来こどもを持ちたいと思っていない状況にあります、この割合は男女別にみてもほぼ同じです。



(若者向けアンケート)

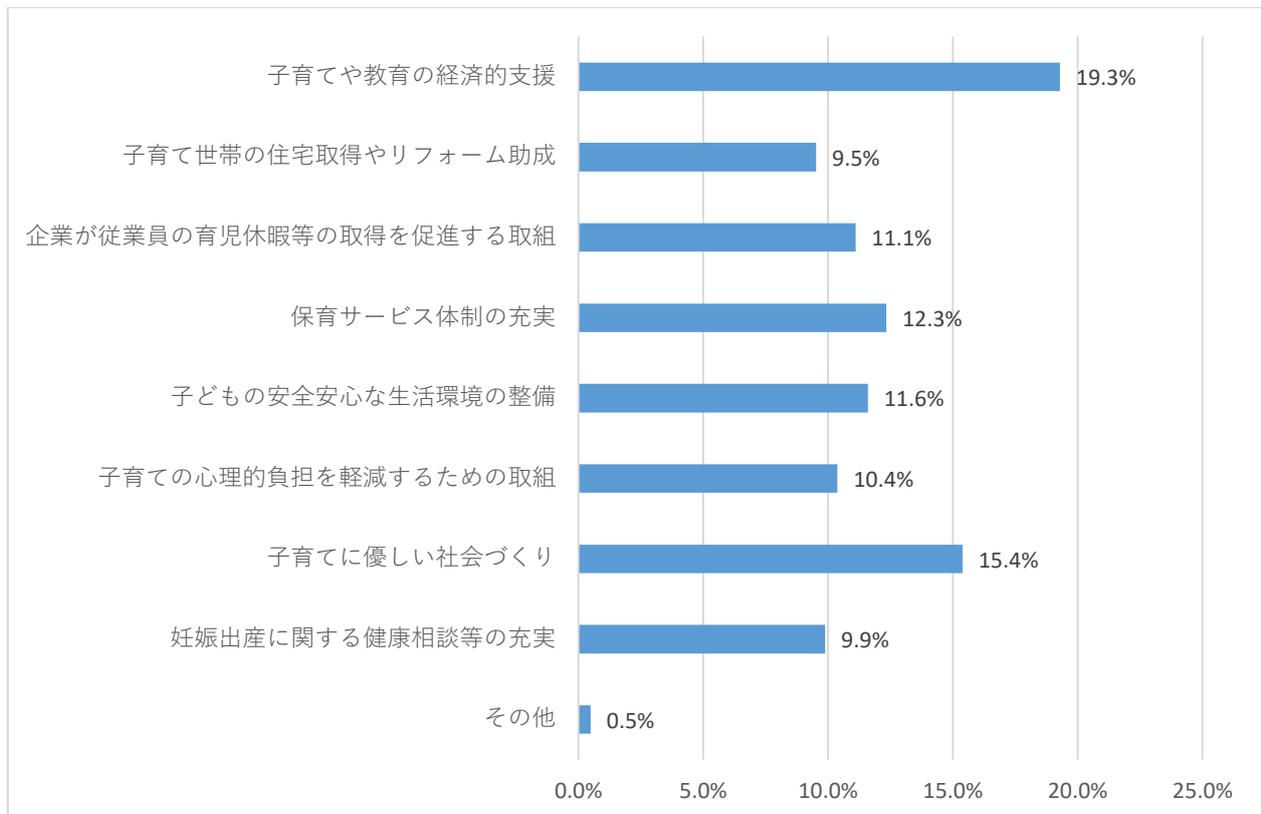
②理想のこども人数について

将来の理想とするこどもの人数は、68.3%の方が2人以上と答えています。



(若者向けアンケート)

②理想とするこどもの人数とするために必要な支援について



(若者向けアンケート)

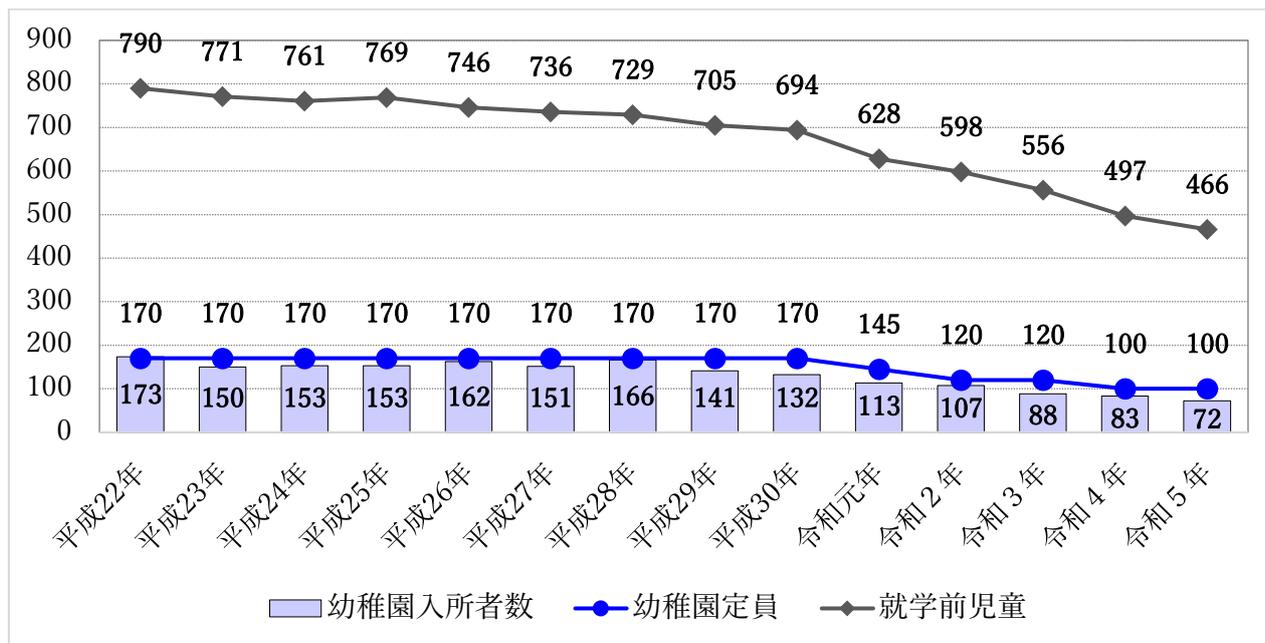
(5) 保育サービスの状況

①*教育・保育施設の現状

*幼稚園の利用者数の推移

深川市の幼稚園は、平成19年に1園減少し、現在は2園あります。

入所者数は減少傾向にあり、平成22年度は170人でしたが令和4年度からは定員が100人になっています。

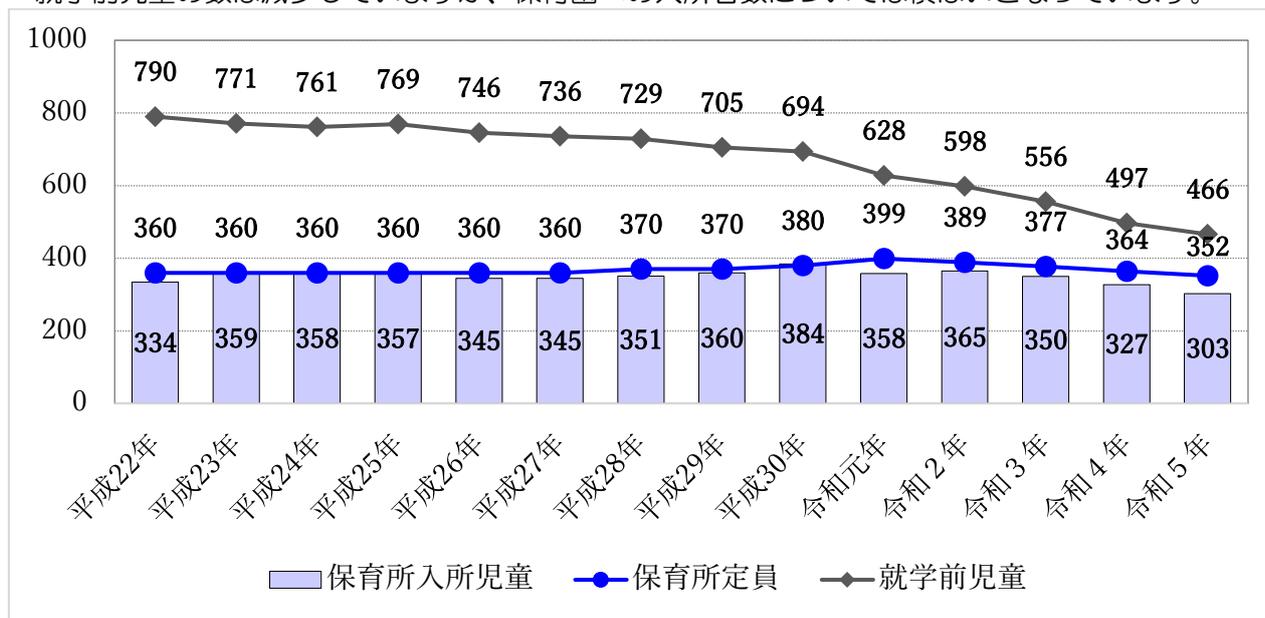


(単位:人 各年5月1日現在 健康・子ども課)

保育所の利用者数の推移

深川市の保育所は、現在9園あります。

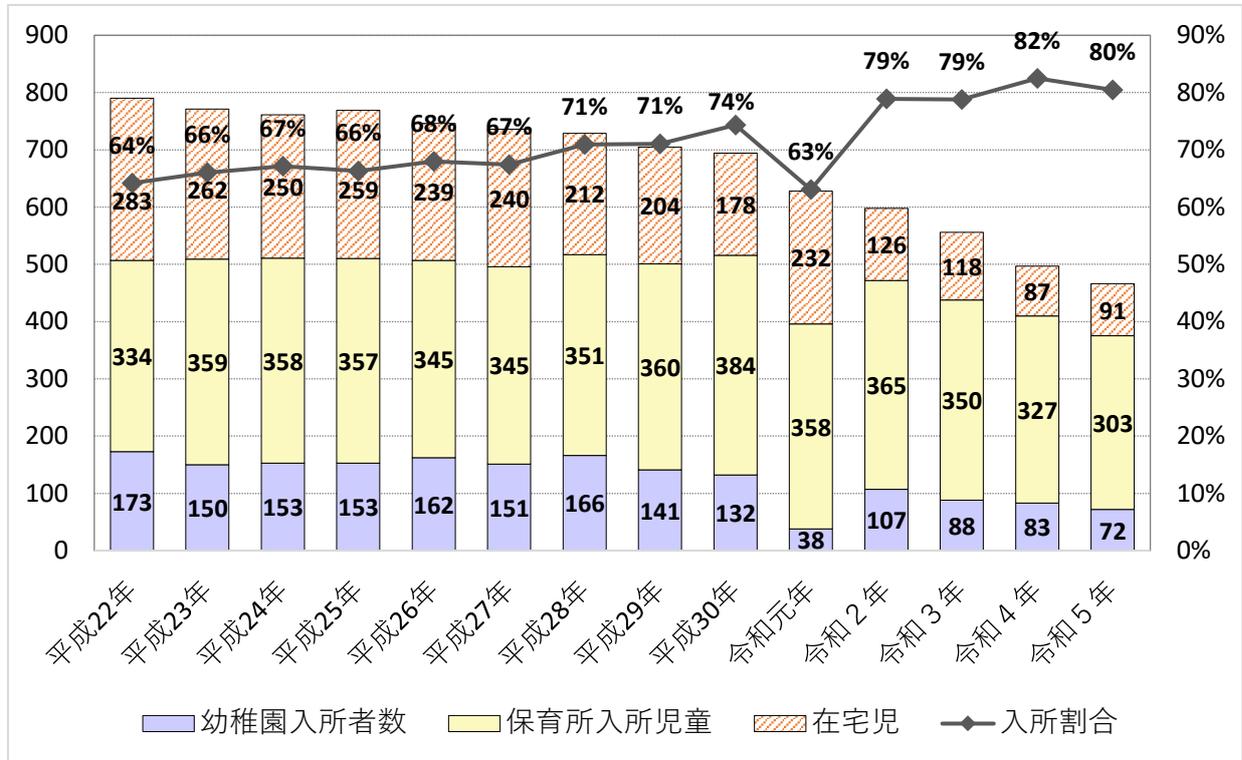
定員は平成22年から360人となっていました、令和5年度は352名となっております。就学前児童の数は減少していますが、保育園への入所者数については横ばいとなっています。



(単位:人 各年4月1日現在 市健康・子ども課)

就学前児童と在宅児の推移

就学前児童数に占める保育園及び幼稚園の利用割合については、増加傾向にあります。



(幼稚園は各年5月1日、保育所は各年4月1日現在 市健康・子ども課)

2 教育・保育環境の現状

(1) 子育て支援サービスの状況

①*地域子育て支援拠点事業

深川市子育て支援センター

本市における地域子育て支援センター事業の開始は、平成12年度に深川保育園内に小規模型として「深川市子育て支援センター」を設置し、子育て相談活動（電話、来所、訪問）を中心に活動を開始し、平成13年度から本格的に子育て支援事業を進めてきました。



令和2年4月からは乳幼児遊戯施設を備えた専用施設において、センター型として遊びの場を提供する事業の実施や子育て相談などに加え、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めながら、子育て全般に関する専門的な支援事業を行う拠点として、各種子育て支援事業を展開しています。

つどいの広場事業「子育てサロン」

平成17年から健康福祉センターで、プレ実施してきたつどいの広場事業としての「子育てサロン」を、平成21年4月からは北光中央団地の集会所を専用的に利用して開設しています。

つどいの広場「子育てサロン」は、子育て家庭の親とそのこどもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場です。対象は主に3歳未満の親子で、現在、月・水・金の週3日開設し、専任のアドバイザーを配置して子育てに関する相談や情報提供などの取り組みを行っています。

深川市子育て支援センター事業実績

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
子育て相談	総数	28件	79件	15件	2件	6件	
	内訳	来所	26件	74件	1件	1件	6件
		電話	2件	4件	3件	1件	0件
		訪問	0件	1件	0件	0件	0件
なかよし広場	総数	916人	649人	216人	550人	705人	
	ピッピ	[24回] 332人	[24回] 286人	[24回] 39人	[20回] 261人	[24回] 303人	
	コッコ	[24回] 581人	[24回] 346人	[24回] 158人	[26回] 263人	[24回] 387人	
	パパと遊ぼう	[2回] 3人	[2回] 0人	[2回] 0人	[2回] 26人	[2回] 15人	
	その他広場		[18回] 17人	[19回] 19人			
あみあみ (R2~)			1,507人	1,024人	2,415人	4,099人	
なかよし広場春・夏・冬休み開放日 (R4~ピヨピヨ開放日)		[11回]	[9回] 23人	[10回] 23人	[21回]		
あそびの広場	総数	87人	90人	25人	19人	14人	
	おとえ	[12回] 30人	[6回] 31人	[2回] 7人	[2回] 8人	[1回] 2人	
	ひろさと	[6回] 4人	[6回] 5人	[1回] 0人	[1回] 0人		
	おさむない	[6回] 3人	[6回] 4人	[2回] 0人	[2回] 0人	[1回] 0人	
	とけい台	[6回] 5人	[6回] 4人	[2回] 0人	[2回] 3人		
	あけぼの	[6回] 4人	[6回] 4人	[1回] 0人	[1回] 2人	[1回] 0人	
	いちやん	[6回] 4人	[6回] 0人	[2回] 0人	[2回] 0人		
	ぶんせい	[12回] 24人	[12回] 30人	[6回] 12人	[6回] 2人	[4回] 4人	
	さんわ	[12回] 13人	[12回] 12人	[6回] 6人	[6回] 4人	[4回] 8人	
子育て講座		[3回] 68人	[4回] 22人	[12回] 74人	[12回] 194人	[12回] 282人	
子育てサロン とことこ		[145回] 1,646人	[147回] 679人	[143回] 121人	[146回] 284人	[142回] 358人	
情報誌「まん丸」発行		4回	4回	4回	4回	4回	

(市健康・子ども課)

②妊婦健康診査

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受診票の発行数	100件	78件	74件	84件	74件

(市健康・子ども課)

③*乳児家庭全戸訪問事業

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乳児訪問人数	110人	77人	65人	83人	71人

(市健康・子ども課)

④子育て活動支援事業（ファミリーサポート事業）

平成13年9月に設立された「子育てサポートふかがわ」は、*ファミリーサポートセンターの機能として、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人等からなる会員組織です。

主な事業は、保育所までの送迎やこどもの一時預かりなどを行っています。事務局は、深川市子育て支援センター内に設置しています。

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
会員数 (年度末)	総 数	111人	113人	110人	111人	77人	
	内 訳	依頼会員	85人	85人	82人	85人	49人
		援助会員	21人	23人	22人	22人	22人
		両方会員	5人	5人	6人	4人	1人
利用件数		235件	240件	181件	42件	19件	

(市健康・子ども課)

⑤一時預かり事業

受入先施設	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼稚園	8,660人	9,044人	9,842人	7,792人	8,450人

※対象者：幼稚園の対象は自園児に限定

受入先施設	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所（市立）	35人	-	-	-	-
//（法人）	160人	85人	321人	78人	169人
//（合計）	195人	85人	321人	78人	169人

※対象者：保育所利用分は家庭保育の1歳～就学前の児

(市健康・子ども課)

⑥病児・病後児保育事業

深川市立病院4階西の専用スペースで、働きながら安心して子育てができるよう「病児・病後児保育事業」を行っています。

区 分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用人数	13人	15人	0人	0人	19人

(市健康・子ども課)

⑦放課後児童健全育成事業（学童保育）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
深川小学校区	63人	63人	63人	56人	45人
一巳小学校区	69人	63人	71人	56人	60人
北新小学校区	16人	14人	14人	15人	19人
納内小学校区	8人	7人	10人	8人	10人
音江小学校区	16人	23人	21人	21人	22人
多度志小学校区	7人	8人	10人	15人	16人
計	179人	178人	189人	171人	172人

※年間平均登録人数

(市健康・子ども課)

(2) 児童センター等の状況

児童センター・生き生きスポットの利用状況

区 分	児 童 セ ン タ ー				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	288日	268日	181日	293日	290日
幼 児	2,121人	821人	582人	689人	315人
小 学 生	3,224人	3,327人	1,128人	2,371人	3,202人
中 学 生	385人	137人	89人	126人	258人
高 校 生	38人	9人	8人	13人	9人
そ の 他	2,106人	776人	568人	765人	510人
総 数	7,874人	5,070人	2,375人	3,964人	4,294人

(市健康・子ども課)

区 分	生き生きスポット				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	309日	270日	175日	308日	306日
幼 児	669人	547人	451人	600人	356人
小 学 生	4,603人	2,990人	2,184人	5,705人	6,632人
中 学 生	836人	697人	721人	1,073人	1,294人
そ の 他	2,555人	2,213人	1,664人	3,651人	3,095人
総 数	8,663人	6,447人	5,020人	11,029人	11,377人

(市生涯学習スポーツ課)

(3) 母子保健事業の状況

区 分	実施項目等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1.母子健康手帳の交付	発行数	92件	70件	69件	79件	68件	
2.妊婦健康診査	受診票の発行数	100件	78件	74件	84件	74件	
3.*マタニティサロン（母親学級）	実施回数	10回	11回	8回	8回	10回	
	対象者	99人	77人	76人	82人	70人	
	実人数	17人	16人	9人	11人	19人	
	延べ人数	25人	24人	12人	16人	28人	
	参加率	17.0%	21.0%	11.8%	13.4%	27.1%	
4.妊婦訪問指導	妊婦数	100人	78人	74人	84人	74人	
	ハリスル妊婦	39人	20人	18人	33人	12人	
	訪問数(延)	4人	2人	1人	1人	2人	
5.産婦訪問指導	産婦数	110人	77人	63人	83人	71人	
	訪問数(延)	112人	95人	76人	94人	83人	
6.妊産期の状況	妊娠11週以内の届出率	83.0%	84.6%	91.9%	86.9%	85.1%	
	妊娠中の飲酒率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	
	妊娠中の喫煙率	3.0%	0.0%	2.7%	2.4%	1.4%	
	父親や同居者の喫煙率	38.8%	45.5%	39.2%	42.2%	35.1%	
	妊娠、出産について知識や情報を得ることができた妊婦の割合	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
	妊娠について満足している妊婦の割合	94.5%	94.3%	97.0%	98.5%	97.1%	
	出産について満足している産婦の割合	92.3%	96.5%	95.5%	92.5%	97.1%	
	妊婦同士で情報交換できる仲間がいる割合	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
7.育児相談	【9～10か月児相談】	回数	8回	8回	8回	8回	8回
		対象数	69人	100人	71人	68人	79人
		受診数	68人	100人	71人	68人	79人
		受相率	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	【来所相談】	141件	120件	103件	103件	164件	
	【電話相談】	186件	239件	176件	105件	193件	



区 分	実施項目等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8.親子クラブ	実施回数	2回	2回	コロナにより未実施	2回	2回
	対象数	77人	94人		74人	63人
	参加実人数	18人	15人		10人	5人
	参加率	23.4%	16.0%		13.5%	7.9%
9.乳幼児健診 【4か月児】	対象者	78人	88人	68人	68人	72人
	受診数	77人	88人	68人	67人	70人
	受診率	98.9%	100.0%	100.0%	98.5%	97.2%
	〃	73人	90人	74人	69人	77人
【7か月児】	〃	70人	90人	74人	67人	75人
	〃	95.9%	100.0%	100.0%	97.1%	97.4%
	〃	72人	94人	81人	69人	68人
【1歳6か月児】	〃	69人	92人	80人	69人	68人
	〃	95.8%	97.9%	98.8%	100.0%	100.0%
	〃	96人	103人	83人	84人	75人
【3歳児】	〃	93人	101人	81人	83人	74人
	〃	96.8%	98.1%	97.6%	98.8%	98.6%
	〃	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
【1歳6か月児 むし歯保有率】	保有率	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	保有人数	1人	0人	0人	0人	0人
	総本数	8本	0本	0本	0本	0本
【3歳児むし歯 保有率】	〃	6.5%	8.8%	2.5%	9.8%	5.4%
	〃	6人	9人	2人	8人	4人
	〃	11本	23本	23本	22本	7本
10.新生児・乳 幼児訪問指導	乳児	37人	21人	18人	30人	6人
	幼児	3人	9人	4人	4人	6人
	(内障がい児)	(1人)	(4人)	(3人)	(2人)	(2人)
11.※乳児家庭 全戸訪問事業	乳児	110人	77人	65人	83人	71人
12.予防接種	4種混合	98.5%	100.0%	100.0%	99.0%	96.8%
	MR(単独含む)	95.7%	97.8%	97.5%	93.9%	91.2%
	BCG	98.5%	100.0%	100.0%	99.0%	96.8%
【1歳6か月児 予防接種率】	MR	98.9%	99.0%	100.0%	100.0%	98.3%
	BCG	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%
13.離乳食教室	実施回数	10回	9回	7回	12回	12回
	参加者数	29人	18人	16人	33人	41人
14.幼児おやつ 教室	実施回数	2回	2回	0回	2回	2回
	参加者数	18人	15人	0人	10人	5人
15.幼児の歯科 教室	実施回数	2回	1回	2回	1回	2回
	参加者数(園児)	41人	10人	78人	19人	46人
	〃(保護者)	0人	0人	0人	0人	0人
16.巡回児童相 談	実施回数	8回	8回	8回	9回	9回
	幼児延べ人数	4人	3人	3人	5人	1人
	学童延べ人数	25人	21人	20人	20人	26人
17.母子健康教 室	実施回数	1回	2回	1回	4回	4回
	参加者数	20人	23人	4人	120人	127人
18.※ヘルシー マザーズクラブ	実施回数	2回	2回	2回	3回	2回
	参加者数	19人	23人	5人	6人	18人

(市健康・子ども課)



新生児・乳幼児等の死亡状況

区分	年次	乳児死亡		新生児死亡		死産					
		実数	出生千対	実数	出生千対	総数		自然死産		人工死産	
						実数	出生千対	実数	出生千対	実数	出生千対
全国	令和3年	1,399	1.7	658	0.8	16,277	19.7	8,082	9.8	8,195	9.9
北海道		61	2.1	27	0.9	646	22.0	307	10.4	339	11.5
深川市	令和3年	0	0	0	0	1	15.2	0	0	1	15.2
	平成29年～ 令和3年平均	0	0	0	0	3	34.8	1.3	14.8	2	23.6

(単位：人 厚生労働省 人口動態統計、健康・子ども課)

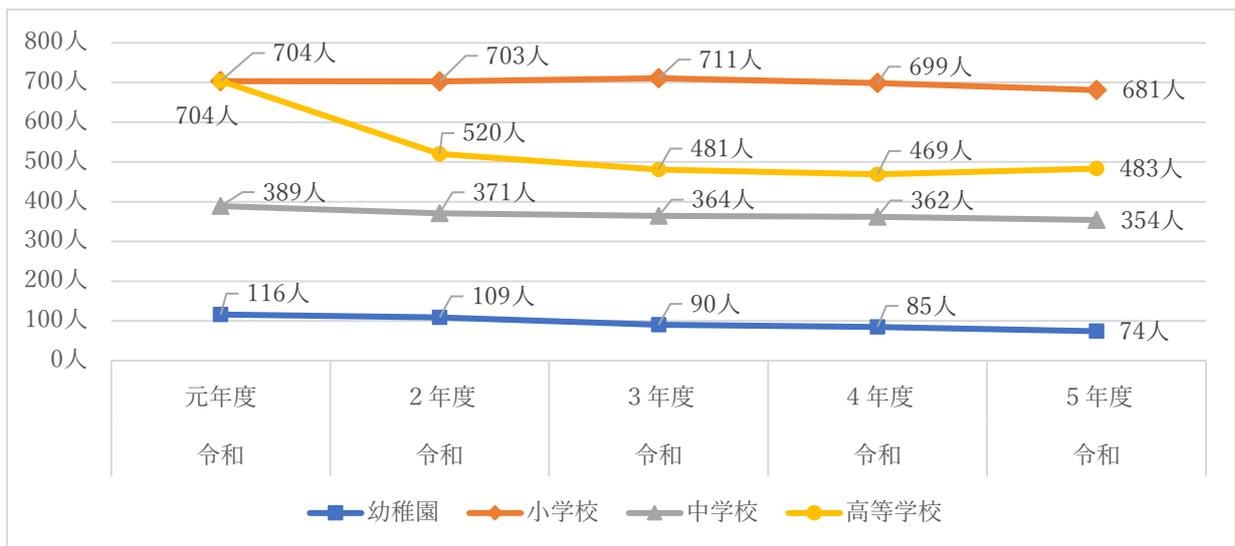
(4) 学校教育等施設の状況

学校教育施設数は、平成26年度以降変更無く推移しています。

教育施設項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
小学校	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
中学校	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
高等学校	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

在学者数の推移

少子化により年々在学者数が減少しており、近年では高等学校在学者数の減少が顕著です。



※資料 市内各学校 (各年5月1日現在)

(5) 児童虐待・各種相談の状況

本市における児童虐待等の各種相談受理件数は、次頁の表のとおりです。

児童虐待についてはこれまでも、深川市要保護児童対策協議会の取り組みを中心に対応していますが、相談・受理件数の状況から、さらに市や関係機関、関係団体などの支援、連携はもとより、地域全体での、児童虐待の早期発見、早期対応への取り組みの一層の強化が求められています。



虐待内容別通告数（新規受理）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	1	4	1	4	
性的虐待					
ネグレクト		3			9
心理的虐待	6	15	17	10	9
計	7	22	18	17	18

(単位：人 市健康・子ども課)

家庭児童相談室 相談受理件数

種 別		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	児童虐待相談	5	5	8	10	6
	その他の相談		1	1		3
保健相談						
障がい相談	肢体不自由相談					
	聴覚障がい相談					
	言語発達障がい相談	13	3	2	1	3
	重症心身障がい相談	3	2	2	1	2
	知的障がい相談	14	15	13	11	11
	自閉症等相談	29	18	21	18	16
非行相談	ぐ犯行為等相談					
	触法行為等相談					
育成相談	性格行動相談	4		6	6	7
	不登校相談	3	4	5	1	7
	適性相談				1	1
	育児・しつけ相談	2	8	1	2	1
その他の相談		8	5	3	7	5
計		81	61	62	58	62

(単位：人 市健康・子ども課)

3 子ども・子育て支援における課題等

深川市子ども・子育て支援事業計画の評価

本計画を策定するにあたっては、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備充実に向け取り組んできた前子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」）の評価を行い、今後の子ども・子育て支援を総合的に推進します。



(1) 前計画の評価とまとめ

前計画では、7つの施策目標と21の具体的施策を掲げ、各事業を推進してきました。定量的目標事業量に対する達成度は達成されている項目が多く、必要なサービス提供体制を確保できています。

定量的目標事業量

区 分	平成31年度 (平成31年4月 現在)	令和6年度 事業量等目標 (a)	実績 (令和6年4月 現在) (b)	比較 b/a
1.教育・保育提供体制の確保	539人	529人	417人	78.8% (122人減)
3歳未満*認可保育所	183人	161人	136人	84.5% (47人減)
3歳以上幼稚園、*認可 保育所等	356人	368人	281人	76.4% (75人減)
2.夜間帯*延長保育	—	—	—	—
3.休日保育	—	—	—	—
4.病児・病後児保育	1箇所	1箇所	1箇所	100%
5.放課後児童健全育成事業	7箇所	7箇所	6箇所	85.7%
6.*一時的保育事業	9箇所	8箇所	8箇所	100.0%
7.地域子育て支援拠点事業	2箇所	2箇所	2箇所	100%
つどいの広場事業	1箇所	1箇所	1箇所	100%
子育て支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	100%
8.ファミリーサポートセンター（子育てサポートふかがわ）事業	1箇所	1箇所	1箇所	100%
9.ショートステイ事業	—	—	—	—

※教育・保育提供体制の確保は施設利用定員数

(2) 施策目標の評価

施策の目標①：母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実

- 具体的な施策
- 1 母子保健等の充実
 - 2 食育の推進
 - 3 思春期保健対策の充実
 - 4 小児医療の充実

母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進については、母子保健、食育、思春期保健対策など、対象者や年齢に応じた各種事業を実施することにより推進することができました。

また、小児医療についても、子ども医療給付事業のほか北空知4町や深川医師会との連携により救急医療体制の確保を図ることができました。

施策の目標②：職業生活と家庭生活との両立の推進等

- 具体的な施策
- 1 仕事と生活の調和の実現のための取り組み
 - 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と家庭の両立支援については、育児休業取得支援助成金制度の実施などにより推進してきておりますが、引き続き育児休業の取得促進等を図る必要があります。

施策の目標③：地域における子育ての支援

- 具体的な施策
- 1 地域における子育て支援サービスの充実
 - 2 保育サービスの充実
 - 3 児童の健全育成等

ニーズ調査の結果から依然として半数が子育てに関する不安感や負担感を感じていることが課題です。

保育サービスに関しては、多様なニーズに対応するため運営法人等と連携して質の高い保育サービスの提供に努めたが、今後においては児童数の減少やニーズの変化に対応しサービスの充実を図ることが求められます。

施策の目標④：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 具体的な施策
- 1 次代の親の育成
 - 2 学校等の教育環境の整備
 - 3 家庭や地域の教育力の向上
 - 4 有害環境対策の推進

各施策に基づく事業が継続実施されており、引き続き関係機関との連携を充実させ、教育環境の整備を進めることが必要です。

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発では、啓発事業への参加者確保が課題です。

施策の目標⑤ : 子ども等の安全の確保

- 具体的な施策
- 1 こども等の交通安全を確保するための活動の推進
 - 2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

こども等の安全の確保については、青少年健全育成連絡協議会、青少年指導委員、各学校など関係機関・団体との連携により各種事業を実施し、活動を推進することができました。

施策の目標⑥ : 子育てを支援する生活環境の整備

- 具体的な施策
- 1 良好な居住環境の整備
 - 2 安全・安心の道路交通環境等の整備



空き家情報や住まいの知識情報などの市ホームページによる情報提供や、住宅改修に対する助成制度の実施により、子育ての状況に応じた住宅環境の整備を進めることができました。また、バリアフリー歩道の整備（歩道の段差解消）により、安全な交通環境の整備を進めることができました。

施策の目標⑦ : 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 具体的な施策
- 1 こどもと家庭についての意識改革
 - 2 児童虐待防止対策の充実
 - 3 母子家庭等の自立支援の推進
 - 4 障がい児施策の推進

要保護児童対策協議会等関係機関の活動による児童虐待防止対策など、各施策に基づく事業の継続実施により推進してきており、引き続き関係機関との連携を充実させ、支援を必要とする家庭など、それぞれのニーズに応じた対応を進める必要があります。

第3章 めざすべき姿と理念・基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、第2期深川市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考えを継承するとともに、令和7年3月に制定した、「深川市子ども子育て条例」を子ども子育てに関する基本理念として、深川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果等を踏まえ、本計画の取組を推進します。

2 基本目標

深川市子ども子育て条例に掲げる基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けたまちづくり

こどもや若者一人一人の人権と尊厳が尊重され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、地域全体で子育てに関わることができるよう、多くの市民が子育ての問題を理解し、支え合う環境がつけられるよう多様な子育て支援策の充実を図ります。

こどもや子育てにまつわる環境においては、ひとり親家庭、発達障がいのあるこどものいる家庭など、多様な家庭環境が存在するとともに、妊娠・出産・育児などそれぞれの場面における不安やストレスを抱える状況がうかがえますので、関係機関との連携により配慮が必要な家庭に対する支援に努めます。

■施策の目標

- ①こども・若者を権利の主体とし、その当事者である若者の意見を活かし、対話による施策の推進
- ②地域における子育ての支援
- ③こども等の安全の確保
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

基本目標2 安心して子どもを育てることができるまちづくり

子を育てる世代の保護者が、妊娠・出産・子育て・保育などの知識を身につけ、子どもを安心して生み、健やかに育てることができるよう、ライフステージに応じた健康の確保及び増進等に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、子育てや子育てに関するサービスの充実に努めます。また、子どもが安全・安心に遊び、生活習慣や社会秩序などを身につけられる環境をつくることを通じて、子どもの自主性や社会性を育成します。

子育て家庭の経済的負担を軽減するためには、保育所保育料の軽減等、各支援策を継続実施し、負担の軽減に努めます。

さらに、男女が互いに尊重し合い、共に働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度の取得促進をはじめ、子育てと仕事の両立支援に関する制度の普及啓発に努めます。

■施策の目標

- ⑥母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実
- ⑦ワークライフバランスの推進

基本目標3 こどもの健やかな成長を支えるまちづくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のライフスタイルの多様化などに対応した保育サービスの充実が必要です。

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、3歳未満の低年齢児童の保育ニーズが増加しているため、将来の人口予測やニーズを見極めながら受け入れ枠の確保に努めます。

また、一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭に対する子育て支援策としての役割を担うことができるよう、一般型事業の充実を検討します。

小学校就学児童の放課後対策は、こどもの健全な成長を支え、子どもを安心して預け働くことができるよう、*放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づいて、放課後子ども教室の実施を検討するなどし、より幅広く、放課後児童対策の充実を図ります。

全てのこどもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び支援が提供されることが重要なため、これらの質の確保・向上を図ります。

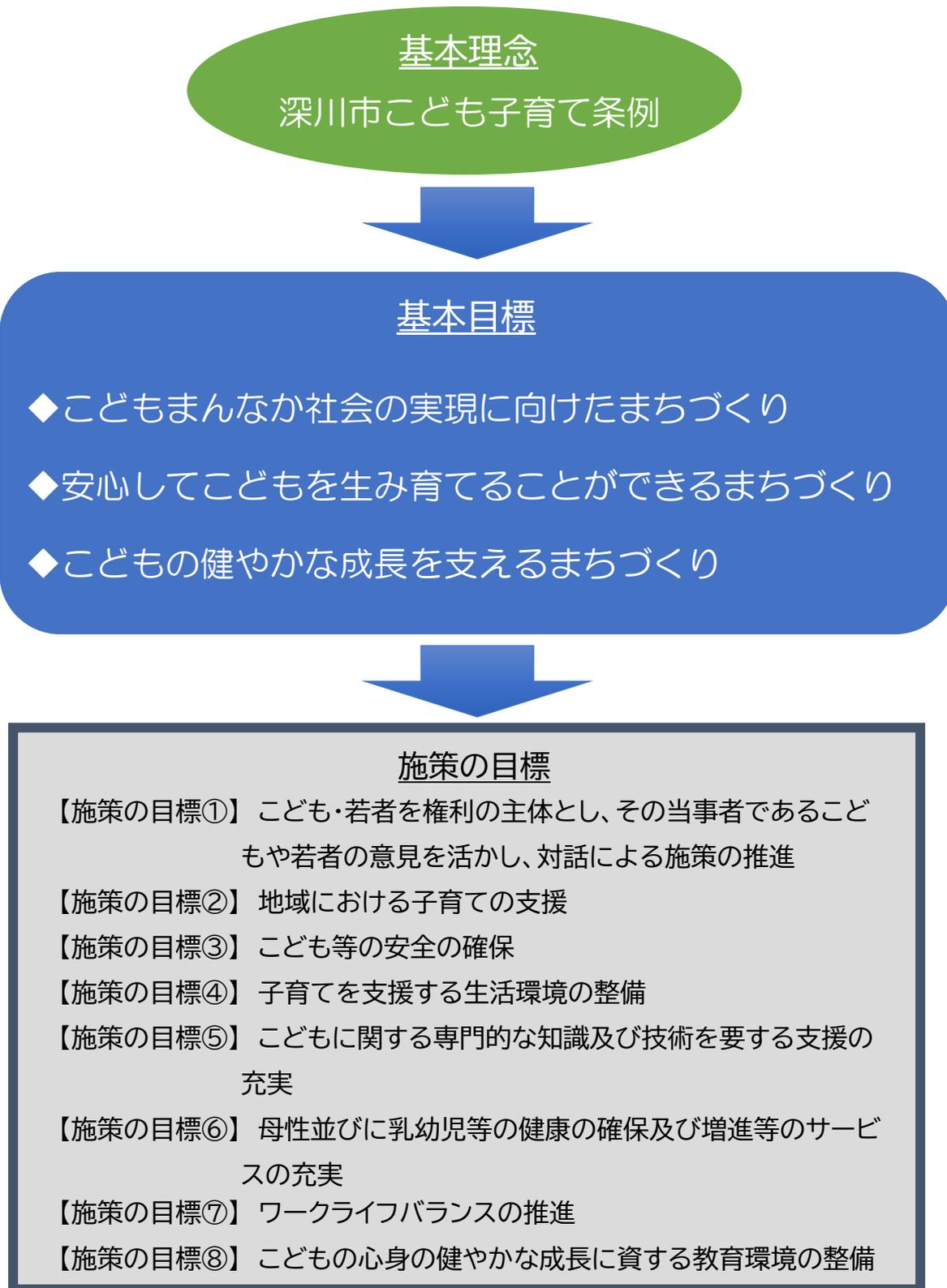
児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりするなかで、いのちの大切さを肌で実感するとともに、これからの社会で生きていく上で必要な、人間としての調和的発達を目指した異年齢児童の交流や地域活動の促進を通じて豊かな人間性の醸成を図ります。

■施策の目標

- ⑧こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第4章 施策の展開

1 施策の体系



2 施策の目標

施策の目標① こども・若者を権利の主体とし、その当事者であるこどもや若者の意見を活かし、対話による施策の推進

1 こどもの権利の尊重

※児童の権利に関する条約の4つの柱である「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」について正しく理解して、適切に行動ができるよう普及啓発活動を推進します。

2 こどもの意見表明と参加の促進

こどもの権利のひとつである「参加する権利」について、こどもの意見表明や参加に関する取組を充実します、さらにはこどもや若者の意見が政策に反映されるよう必要な措置を講ずるものとします。

施策の目標② 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域がもっている「育児力」の低下が懸念されます。

身近に相談相手がないことなどにより、子育てに対する不安や負担感を抱える家族が多くなるなど、地域における子育て支援サービスのニーズは高まっており、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、十分な広さをもつ常設の事業実施スペースや相談室等を備えた拠点施設の整備や事業実施体制の充実、保育所等との相互連携に努めるなど、※ファミリーサポートセンター機能である「子育てサポートふかがわ」や、地域ぐるみで子育て家庭を支援します。

また、民生委員・児童委員への子育て情報の提供などにより、その活動を支援します。

2 保育サービスの充実

保護者の雇用・勤務形態の変化や子育てに対する意識の変化などにより、保育サービスに対するニーズは多様化しており、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策に基づく各種施策の推進と保育の質向上は重要な課題です。

保育所保育指針に沿った適正保育の実施はもとより、市内保育所や幼稚園と連携して教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進し、サービスの質の向上を図ります。

(1) 保育実践の改善・向上

- ・市内保育所等における自己評価の推進に資する情報の提供を図ります。
- ・保育実践の改善や向上に資する情報の提供や情報の交換を図ります。

(2) こどもの健康及び安全の確保

- ・保健・衛生面の対応についての国のガイドラインを周知するなど、保育所等における活用を推進します。
- ・特別の支援を要するこどもの保育について、児童相談所や市関係機関などとの連携が図れるよう支援します。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

- ・研修会の開催情報を提供するなど、保育士等の資質・専門性の向上に努めます。

(4) その他

- ・保育の質の向上に資する情報の提供に努めます。

保育所保育料については、本市の財政状況を踏まえつつ保育所保育料の軽減など、子育て世帯に対する経済的支援に努めます。

また、保育サービスの充実を図るためには、保育の担い手である保育士の確保など安全で安心な保育環境の確保に努めていく必要があります。市内保育所等の意向も確認し、必要な支援に努めます。

さらに、市内の私立幼稚園や認定こども園では通常の時間の外に在園児を預かる「預かり保育」や、年に数回地域のこどもたちが参加できる事業等が実施されており、今後も子育て支援の一環として継続される予定です。市としても各幼稚園・認定こども園の情報を市ホームページに掲載するなどして子育て支援の活動を支援します。

3 児童の健全育成等

児童の放課後対策や地域社会における児童の健全育成の観点から、放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実や児童センター事業の実施など、児童の健全育成を図ります。

また、地域における子育て支援を推進するため、保育所が実施する世代間交流事業の推進や幼稚園・保育所・認定こども園・学校を地域に開放する事業を支援・推進します。

4 教育・保育環境の整備

市内の保育所等には、昭和40年代後半から50年代に建築された園舎のため、老朽化が進み、建替え等の対策が必要となっている施設があります。

近年では、4園で改築等による施設整備が行われており、今後も他の施設において改築等による整備を計画しております。

改築等に当たっては、国の交付金等を活用しながら進める必要があるため、施設整備等が計画的に進められるよう必要な支援を検討するとともに、整備予定が未定の施設についても整備方針や手法等の検討を行っていきます。

施設整備等の予定	計画内容
令和7年度以降	学校法人 北海道ルーテル学園 深川めぐみ幼稚園（改築または改修） 社会福祉法人 深川愛育会 音江中央保育園（改築）

施策の目標③ こども等の安全の確保

1 こども等の交通安全を確保するための活動の推進

こども等を交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校などと連携協力し、交通安全教育の徹底や自転車の安全利用など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

こどもを犯罪などの被害から守るため、「*こども110番」や「*駆け込み避難の家」の推進に努めるとともに、警察等関係機関との情報交換や犯罪などの迅速な情報提供に努めます。

また、犯罪、いじめや児童虐待などにより被害を受けたこどもの心のケアや保護者への支援のため、学校などの関係機関と連携します。

施策の目標④ 子育てを支援する生活環境の整備

1 安心・安全に子育てができる環境の整備

こどもや小さなこどもを連れた親など、あらゆる人たちが安全に安心して外出できるよう、公共施設においては授乳場所やおむつ交換台の設置を推進するとともに、冷房設備の設置など過ごしやすい環境整備についても整備します。

また、道路における段差解消などのバリアフリー化も推進します。

2 良好な居住環境の整備

子育て世代が快適に安心して生活できる住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

また、深川市住生活基本計画に基づく「子育て世代が安心して子育てできる住まいづくり」を推進します。

施策の目標⑤ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

1 児童虐待防止対策の充実

育児の孤立化や社会環境の悪化など様々な要因により、児童虐待の増加が懸念されています。

このため、深川市こども家庭センターが中心となり子どもを守る地域ネットワークである「深川市要保護児童対策協議会」の取り組みを推進するとともに、発生予防、早期発見、早期対応などを図るため、地域の医療機関との連携はもとより、乳児家庭全戸訪問事業や健康診査、保健指導などの母子保健活動などにより、支援を必要とする家庭の早期発見や対応などに努めます。

また、生活に困窮する家庭など社会的擁護が必要なこどもやヤングケアラーの把握や支援について推進します。

2 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭などの児童の健全育成を図るため、福祉サービスの実施や母子父子自立支援員を配置し母子家庭等の相談や自立に必要な情報提供を実施するなど、母子家庭等の自立・就業支援のための施策を推進します。

また、ひとり親家庭等医療給付事業や児童扶養手当制度の実施、各種貸付制度等の活用を推進することで、母子家庭等の健康の保持及び福祉の増進や、生活安定と自立促進に寄与し、こどもの福祉の増進を図ります。

3 障がい児施策の推進

障がいの原因となる疾病や事故の防止、早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などを推進するとともに、発育などに問題のあるこどもが把握された場合には、「深川市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのあるこどもやその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、保健・医療・福祉・教育部門が連携をとりながら、医療的ケア児等をはじめとする、一人ひとりのニーズに応じた障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築に努めます。

4 こどもや若者の自殺対策

小中学生の自殺者数が過去最高人数を記録するなど、若年層の自殺をめぐる状況については、極めて深刻な事態であるため、いたましい自死を防ぐ取組として、ゲートキーパー養成講座の開催や、自殺予防に関する普及啓発、電話やSNSを活用した相談体制の強化など自殺を予防する取組を推進します。

施策の目標⑥ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実

1 母子保健等の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりは、少子化のトレンドを反転させるためのキープランとなることから、妊娠期から出産期、新生児期から乳幼児期における健康診査や保健指導などの伴走型の母子保健事業の充実を図ります。

妊娠期からの継続した支援に努めるため、妊婦訪問事業や健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診の場を活用した相談指導の体制を整えるとともに、妊娠・出産・育児に関する情報提供やこどもの事故予防のための啓発などの取り組みを進めます。

また、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、将来の妊娠のための健康教育を促すプレコンセプションケアの啓発や不妊治療に係る費用助成など、こどもを持ちたいと思う方への支援にも取り組みます。

2 食育の推進

朝食の欠食などの食習慣の乱れや思春期のやせに見られるような心と体の健康問題がこどもたちに生じています。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や良好な家族関係づくりにより心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野などが連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。

また、こども食堂等の食育に関する活動についても支援します。

3 思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶や性感染症の罹患は、生涯における心身の健康にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、喫煙や薬物使用も深刻化していることなどから、学童期・思春期のこどもたちが健全に学び育っていけるよう、学校・家庭・地域などが連携して思春期保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

4 小児医療の充実

小児医療体制の整備は、安心してこどもを生み、こどもたちが健康で暮らせる環境の基盤ですので、こどもが病気やけがをしたときに安心して適切な医療を受けられるよう、こども医療給付事業などの医療給付事業の実施とともに、かかりつけ医の促進や救急医療体制などの充実に努めます。

施策の目標⑦ ワークライフバランスの推進

1 仕事と生活の調和の実現のための取り組み

男女ともに充実した家庭生活を送るためには、働き方やライフスタイルの見直しなどによる仕事と家庭のバランスがとれた生活の実現が必要です。
仕事と家庭の調和のとれた生活の実現に向け、事業主や地域住民などへの広報啓発に努めます。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや*放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実、「子育てサポートふかがわ」の支援など多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

施策の目標⑧ こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの大切さや子どもを生み育てることの意義などについて、教育・広報・啓発していくことが必要です。

また、学校教育における総合的な学習や体験学習を通じて幼稚園や保育所に通所する乳幼児と児童の交流機会を広げるとともに、乳幼児健診の場を活用し乳幼児と年長児がふれあう機会を確保し、幼稚園や保育所における園開放や地域活動事業の推進等により異年齢児や世代間の交流・親子の交流事業の支援・拡大に努めます。

2 学校等の教育環境の整備

こどもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、豊かな心や健やかな体の育成の推進を図るとともに、発達や連続性を踏まえ、幼児の小学校への円滑な移行がなされるよう、幼稚園・保育所と小学校とが連携・協力し、情報交換に努めます。

また、地域・家庭・学校との連携協力を図り、地域全体でこどもの安全を見守り支援する環境の整備に努めます。

3 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や少子化、地域的なつながりの希薄化などによる家庭の教育力の低下が懸念されます。こども自身が課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動する生きる力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を身につけるため、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ社会全体でこどもたちを育てていくことが必要です。

このため、各学校での家庭教育への支援の充実や地域の教育力向上の取り組みを推進します。

4 有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌などが販売されていたり、インターネット等のメディア上の有害な情報をもたらすこどもに対する悪影響が懸念されています。

このため、深川市青少年育成センターによる有害環境調査を実施し、こどもたちを取り巻く環境の把握に努め、家庭や学校等への情報提供など健全な環境づくりを推進します。

また、学校と連携して、学校教育の一環としてインターネットやスマートフォンを活用する際のモラルやルールを指導する情報教育を実施し、あわせて、幼児期から家庭へも関係する情報の提供を推進します。

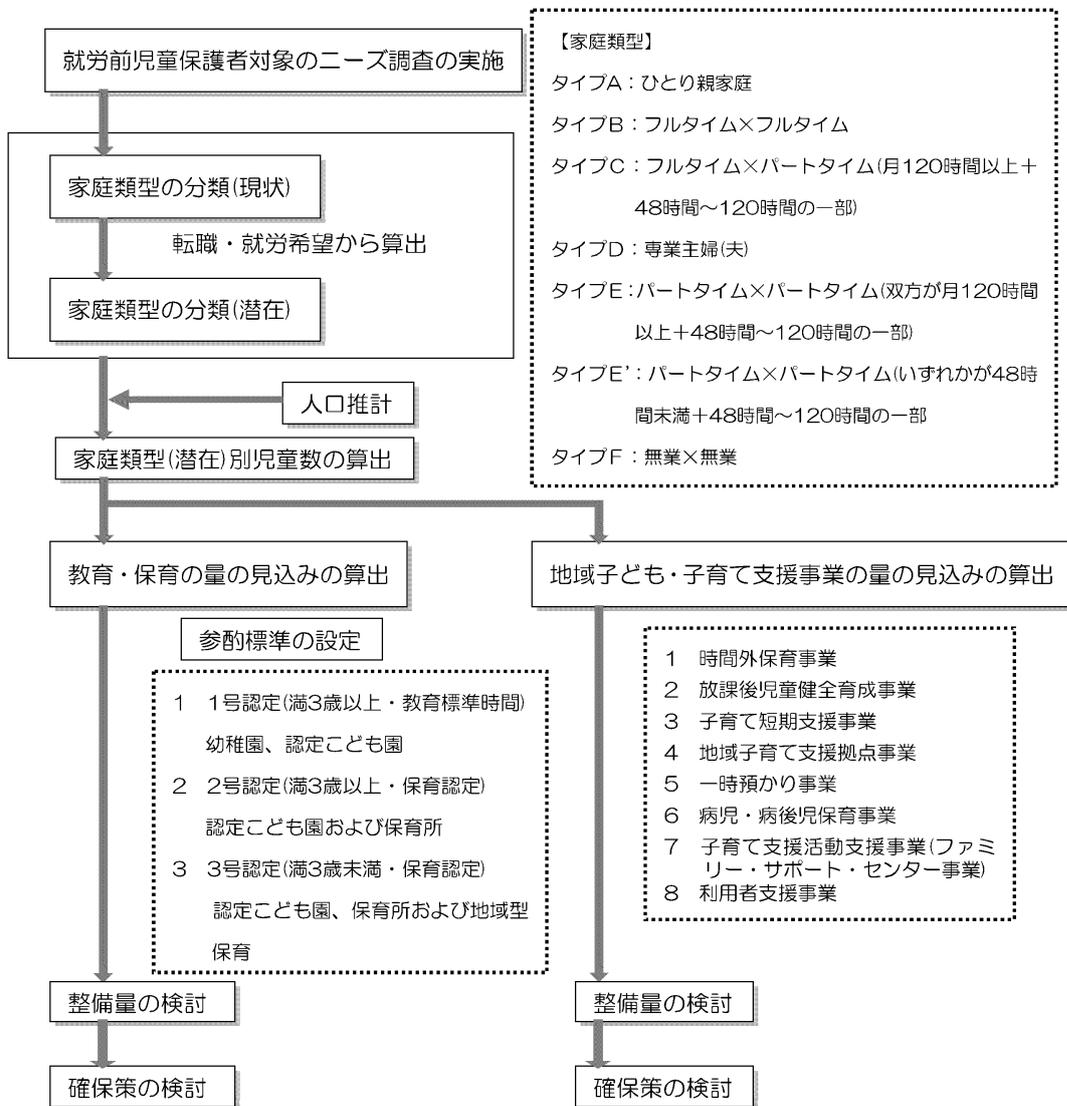
第5章 教育・保育施設の量の見込みと確保方法

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、利用実態と大きく乖離する場合には、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢から控除する等、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



2 教育・保育提供区域の設定

本計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育の提供区域」を設定して、「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画します。

本市では、以下のとおり、整備の目安となる教育・保育の提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供できる体制を確保し、本市の教育・保育・地域の子育て支援サービスを推進します。

（1）教育・保育及び地域こども・子育て支援事業に係る区域

子ども・子育て支援法に基づく国の計画に係る基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となること、現状の利用者の選択肢は居住区域の周囲に限られていないこと、また、それぞれの計画に定める事業の対象者を特定の区域で分けないことによる利点等を勘案し、市域全体を1つの教育・保育提供区域と設定します。



注：点線は合併前旧町村界

(2) 人口推計(再掲)

※コーホート法による推計を行い、計画期間中の児童数の推移を推計し、各種事業のニーズ量を算出する基礎としました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前 (0～5歳)	0歳	78	74	70	68	65
	1歳	68	78	74	70	68
	2歳	89	73	78	74	70
	計(0～2歳)	235	225	222	212	203
	3歳	65	96	78	78	74
	4歳	74	64	95	77	78
	5歳	87	73	64	95	77
	計(3～5歳)	226	233	237	250	229
	計	461	458	459	462	432
小学生 (6～11歳)	6歳	75	88	74	65	96
	7歳	97	72	86	72	63
	8歳	101	96	72	85	71
	計(6～8歳)	273	256	232	222	230
	9歳	112	100	96	71	85
	10歳	118	110	99	94	70
	11歳	120	120	112	101	96
	計(9～11歳)	350	330	307	266	251
	計	623	586	539	488	481
合計	1,084	1,044	998	950	913	

本計画書第2章7ページから再掲(単位:人)

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育所

【事業概要】

保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育する施設です。

【今後の方向性】

現在ある保育所において適切な保育を実施し、保育士の処遇改善などを図ることにより、より良い環境での保育が図られるよう各種の取り組みを実施していきます。

(2) 幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設です。

【今後の方向性】

量の見込みに対する確保量については問題がないと考えられ、各幼稚園と連携し、適切な幼児教育の場の確保を図るとともに、認定こども園へ移行する園がある場合、適切な支援を図ります。



(3) 認定こども園

【事業概要】

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設として、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

【今後の方向性】

認定こども園に移行する幼稚園・保育所について適切な支援を図ります。

【(1) 保育所、(2) 幼稚園、(3) 認定こども園】

(単位：人)

区 分		令和7年度					
		教育標準時間認定		保育認定			
		1号認定 (3-5歳)		2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
		教育 のみ	教育 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		61	32	158	18	51	70
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	75	-	184	27	45	52
	幼稚園及び預かり保育	-	35	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	4	4	4
	小計	75	35	184	31	49	56
② - ① (過不足)		14	3	26	13	△2	△14

区 分		令和8年度					
① 量の見込み		52	30	170	18	58	54
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	75	-	184	27	45	52
	幼稚園及び預かり保育	-	35	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	4	4	4
	小計	75	35	184	31	49	56
② - ① (過不足)		23	5	14	13	△9	2

区 分		令和9年度					
		教育標準時間認定		保育認定			
		1号認定 (3-5歳)		2号認定 (3-5歳)	3号認定 (0-2歳)		
		教育 のみ	教育 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		49	29	170	17	54	58
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	75	-	184	27	45	52
	幼稚園及び預かり保育	-	35	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	4	4	4
	小計	75	35	184	31	49	56
② - ① (過不足)		26	6	14	14	△5	△2

区 分		令和10年度					
① 量の見込み		55	32	181	16	51	57
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	75	-	184	27	45	52
	幼稚園及び預かり保育	-	35	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	4	4	4
	小計	75	35	184	31	49	56
② - ① (過不足)		20	3	3	15	△2	△1

区 分		令和11年度					
① 量の見込み		56	34	160	16	51	57
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	75	-	184	27	45	52
	幼稚園及び預かり保育	-	35	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	4	4	4
	小計	75	35	184	31	49	56
② - ① (過不足)		19	1	24	15	△2	△1

※提供体制の確保について

年齢により量の見込みが確保方を上回っているが、全体的な量に対する保育士数は確保できているため、待機児童は発生しないと見込まれる。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外（延長）保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化などにより、通常の利用日や保育時間帯以外の保育を必要とするこどもに対し、時間外保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業ではありますが、ニーズ把握を行いながら必要量の確保に努めます。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4	4	3	3	3
② 確保方策	4	4	3	3	3
② - ①	0	0	0	0	0

(単位：人/日)

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業ではありますが、高学年になるほど塾や習い事などにより利用実績は低下する傾向があることから、本事業以外の事業を含め、総合的な放課後の居場所づくりに努めます。

(単位：人/日)

区 分	令和7年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
① 量の見込み	49	55	35	19	4	2
	164					
② 確保方策	164					
② - ①	0					

区 分	令和8年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
① 量の見込み	56	42	33	17	4	2
	154					
② 確保方策	164					
② - ①	10					

区 分	令和9年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
① 量の見込み	49	48	26	16	4	2
	145					
② 確保方策	164					
② - ①	19					

区 分	令和10年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
① 量の見込み	40	42	29	13	3	2
	129					
② 確保方策	164					
② - ①	35					

区 分	令和11年度					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
① 量の見込み	57	34	26	14	3	2
	136					
② 確保方策	164					
② - ①	28					

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを施設などで一時的に預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、そのこどもを施設などで保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

【今後の方向性】

現状は深川市で実施されていない事業ですが、ニーズ調査においては潜在的な利用意向があるためニーズ把握に努め、その推移を見極めながら実施の有無を検討します。

【ショートステイ】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	0	0

(単位：延人数/年)

【トワイライトステイ】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	0	0

(単位：延人数/年)

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

本市における地域子育て支援センター事業の開始は、平成12年度に深川保育園内に小規模型として「深川市子育て支援センター」を設置し、子育て相談活動（電話、来所、訪問）を中心に活動を開始し、平成13年度から本格的に子育て支援事業を進めてきました。

令和2年4月からは乳幼児遊戯施設を備えた専用施設において、センター型として遊びの場を提供する事業の実施や子育て相談などに加え、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めながら、子育て全般に関する専門的な支援事業を行う拠点として、各種子育て支援事業を展開しています。

（本計画書の第2章-2（1）①より再掲）

【今後の方向性】

量の確保は可能ですが、子育て支援のキーステーションとしての機能を持たせ、交流の場の提供・情報発信・相談体制の充実に努め、事業の効果的な継続と拡大の必要性などについて検討します。

また、広報やホームページをはじめとする様々な媒体を通じて、広く周知を図ることにより利用を維持していきます。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	711	711	711	711	711
② 確保方策	711	711	711	711	711
② - ①	0	0	0	0	0

（単位：延人数／年）

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園：教育時間の前後や夏休みなど長期休暇中などに、希望する園児を対象にした一時的に預かる事業です。

保育所など：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象にした事業です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業ですが、現行の体制を継続し事業を実施していきます。

【一時預かり（在園児対象型）】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 1号認定	0	0	0	0	0
〃 2号認定	7,243	7,308	7,047	7,373	7,014
計	7,243	7,308	7,047	7,373	7,014
② 確保方策	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
② - ①	757	692	953	627	986

（単位：延人数／年）

【一時預かり（在園児対象型を除く）】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	178	182	176	166	166
② 確保方策	178	182	176	166	166
② - ①	0	0	0	0	0

(単位：延人数/年)

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期のこどもで、保護者の就労などの理由により、保護者が保育できない場合に、常勤の看護師などと保育士がいる専用の保育室でこどもを一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業ではありますが、今後は病児保育環境の整備と充実や、広報やホームページで事業の周知に努めます。



区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	132	130	125	120	122
② 確保方策	132	130	125	120	122
② - ①	0	0	0	0	0

(単位：延人数/年)

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人（利用会員）に、子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、地域で助け合いながら会員同士での子育てを支援する事業です。会員の自発性と責任性を尊重するため有償ボランティアの会員組織です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業ではありますが、さまざまな媒体を通じ、周知を図り利用者の増加を目指すとともに、会員相互の活性化を促し、利用率・稼働率の向上に努めながらファミリー・サポートセンター事業を継続して実施していきます。

さらに、より安心して利用してもらうために援助会員のさらなる質の向上につとめ、スキルアップのための研修内容や回数を見直しを行います。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 体	239	223	207	197	195
うち就学児	78	77	74	71	69
① 量の見込み	239	223	207	197	195
② 確保方策	239	223	207	197	195
② - ①	0	0	0	0	0

(単位：延人数/年)

(8) 妊産婦に対する健康診査

【事業概要】

妊産婦及び胎児の健康状態を定期的に確認するために実施する事業です。

【今後の方向性】

現行の体制を継続し、事業を実施していきます。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	936	888	840	816	780
② 確保方策	936	888	840	816	780
②－①	0	0	0	0	0

(単位：人)

(9) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握する事業です。

養育支援訪問事業は、妊娠期からの継続的な支援や産後のうつ状態などにより、子育てに対しての不安を抱える家庭に対して、子育てに関する相談や助言、その他必要な支援を行う事業です。



【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業については、保健師訪問等を実施していくとともに、母子健康手帳発行時に面接を継続し、妊娠期からの支援の強化や乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要な方が把握される場合には養育支援に努めます。

【乳児家庭全戸訪問事業】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	78	74	70	68	65
② 確保方策	78	74	70	68	65
②－①	0	0	0	0	0
実施体制 実施機関	常勤保健師 市				

(単位：人)

【養育支援訪問事業】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0
実施体制 実施機関	常勤保健師 市				

(単位：人)

(10) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の充実を図ります。

【今後の方向性】

「妊娠届出」・「妊娠・出産応援交付金事業（コウノトリ応援プランの申請）」・「新生児訪問」の機会に加えて、マタニティサロンや個別の健康相談等状況に応じて、妊娠期から寄り添った面談の機会や情報発信等を積極的に実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数 78 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 234回	74 3回 222回	70 3回 210回	68 3回 204回	65 3回 195回
確保方策	234回	222回	210回	204回	195回

(11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

【今後の方向性】

令和8年度からの事業開始に向けて、準備を進めます。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数		56人	58人	55人	55人
①量の見込み (必要受入時間数)		560時間	580時間	550時間	550時間
確保方法 (必要定員数)		3人	3人	3人	3人
②(受入可能時間数)		617時間	617時間	617時間	617時間
②-①(過不足)		57時間	37時間	67時間	67時間

(12) 産後ケア事業

【事業概要】

産後のお母さんと赤ちゃんが助産師等のサポートを受けることで、産後の心身の健康保持を目的とした事業です。

【今後の方向性】

現在市立病院における来院型と訪問型のサポートを無料で受けることができることとしていますが、宿泊型の対応についても検討を進めていきます。(延べ日数)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問型相談	39	37	35	34	33
	来院型相談	208	197	140	136	130
	宿泊型相談	40	44	48	56	60
確保方策		287	278	223	226	223

(13) 利用者支援事業

【事業概要】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福祉を一体的に実施することも家庭センターを設置しています。

【今後の方向性】

すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、専門的な見地から相談支援等を行うとともに、虐待への予防的な対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応することにより、子どもや家庭が安心して生活できる環境整備に努めます。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②	確保方策	1	1	1	1	1
	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	②-①(過不足)	0	0	0	0	0

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこども受け入れられる施設であることや新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、幼稚園や保育所等の利用状況を把握するなか、本市の実情や希望する移行類型について情報の提供を行うなど、適切な支援を図ります。

認定こども園へ移行するにあたり、国や北海道における財政支援メニューがある場合には活用し、円滑な移行を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等、必要に応じ支援に努めます。

(2) 質の高い教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的なこども・子育て支援を行うため、利用者支援事業等による情報の提供及び相談体制の充実を図ります。

質の高い教育・保育の提供や、地域こども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、教育・保育の質の向上に向け取り組みます。

(3) 教育・保育施設等の相互の連携及び小学校等との連携についての基本的考え方

市が教育・保育施設等の保育情報を集約することや合同研修の場を確保するなどし、教育・保育施設等が相互に連携できるよう努めます。

また、乳児期から小学校就学前までの一環した教育・保育、発達の連続性を考慮し、幼稚園教育P要領、保育所保育指針等に基づき教育・保育施設等から小学校への円滑な接続を図ります。



第6章 計画の進行管理等

1 計画の進行管理

この計画は、児童福祉、保健、医療、教育及び防犯など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となつてすすめていくことが重要です。

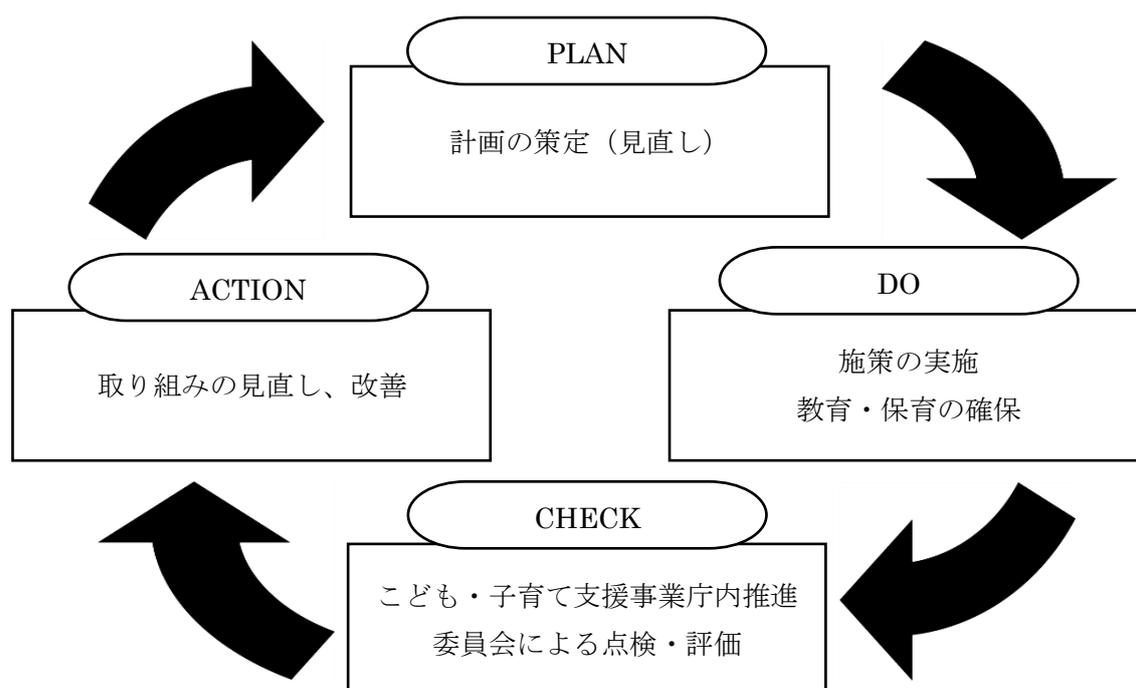
次代を担うこどもの健やかな成長を見守り、育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みをすすめます。

取り組みをすすめるにあたり、第6次深川市総合計画をはじめとする他の計画における施策の推進と連携を図ることはもとより、本計画の実施状況を市民に公表するなどして推進を図ります。

計画の進行管理にあたっては、以下の図にあるように、

1. 計画の策定後、適宜見直しを行い、
2. 施策を実施し、計画に記載された教育・保育に関する事業を執行し、
3. 計画と事業の実施内容を点検・評価し、
4. 評価結果等を計画の見直しや改善につなげます。

こうした作業を、深川市子ども・子育て支援事業庁内推進委員会において行い、毎年度の進捗状況を把握し、達成状況などを点検します。なお、この政策プロセス（PDCA サイクル）過程の資料等は深川市子ども・子育て審議会に提供し、意見等をうけることとします。



資料編

• ニーズ調査の実施について	1
• 計画策定にかかる意見募集（パブリックコメント）	3
• 深川市子ども・子育て審議会条例	4
• 子ども・子育て支援事業庁内推進委員会設置規程	6
• 用語の解説	8

ニーズ調査の実施について

1 調査の目的

本調査は、令和 7～11 年度を計画期間とする「深川市こども計画」を策定するにあたり、幼児期の教育・保育及び子育て支援事業や若者のニーズを把握しそれらの提供体制の確保に資するとともに、市民のこども及び子育て支援に対する意識や考え方を把握し、今後の施策の推進に資することを目的として実施しました。

2 調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇全数調査 214人 ◇対象者には郵送で案内し、回答はWeb ◇令和6年5月31日～6月17日
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇全数調査 510人 ◇対象者には郵送で案内し、回答はWeb ◇令和6年5月31日～6月17日
若者世代へのアンケート	15歳～30歳の市民	◇全数調査 1,000人 ◇対象者には郵送で案内し、回答はWeb ◇令和6年9月10日～10月5日

3 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	214	77	36.0%
小学生アンケート	510	155	30.4%
若者世代へのアンケート	1,000	296	29.6%

調査内容一覧

○就学前児童調査

- 1 お住まいの地域について
- 2 お子さんと家族の状況について
- 3 こどもの育ちをめぐる環境について
- 4 お子さんの保護者の就労状況について
- 5 お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- 6 お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について
- 7 お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
- 8 お子さんの病気の際の対応について【平日の教育・保育を利用する方限定】
- 9 お子さんの不規則の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- 10 小学校就学後の放課後の過ごし方について【お子さんが5歳以上である方】
- 11 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- 12 子育てなど全般のことについて
- 13 こどもの意見反映について
- 14 フリーアンサー

○小学生調査

- 1 お住まいの地域について
- 2 お子さんと家族の状況について
- 3 こどもの育ちをめぐる環境について
- 4 お子さんの保護者の就労状況について
- 5 地域の子育て支援事業の利用状況について
- 6 放課後の過ごし方について
- 7 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- 8 子育てなど全般のことについて
- 9 こどもの意見反映について
- 10 フリーアンサー

○若者世代を対象とした調査

- 1 回答者自身のことについて
- 2 普段の生活について
- 3 こどもの意見反映について
- 4 困難に直面した経験と支援について
- 5 こどもを持つことについて
- 6 フリーアンサー

「深川市こども計画」策定にかかる

意見募集（パブリックコメント）

計画策定にあたり、パブリックコメントを実施し、市民意見を募集しました。

・「深川市こども計画」（案）の閲覧又は配布場所

- (1)健康・子ども課子育て支援係（市役所 1 階 10 番窓口）
- (2)市役所各支所 (3)生きがい文化センター (4)文化交流ホールみ・らい
- (5)中央公民館 (6)音江公民館 (7)市ホームページ

・意見募集期間

令和7年1月31日(金)から令和7年2月14日(金)

・意見を提出できる方

- (1)市内に住所を有する方
- (2)市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (3)市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (4)市内の学校に在籍している方
- (5)パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの

・意見の提出方法

次のいずれかの方法により、提出いただいた。

- (1)窓口直接提出
- (2)郵送
- (3)ファックス
- (4)電子メール

・意見の取扱い及び公表について

内容ごとに整理を行い、その内容とご意見に対する市の考え方について、健康・子ども課での閲覧及び市ホームページへの掲載により公表することとしました。

・意見集約結果

意見の提出はありませんでした。

○深川市こども・子育て審議会条例

平成25年9月19日

条例第18号

深川市児童福祉審議会条例(昭和53年深川市条例第12号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童福祉及びこども・子育て支援に係る施策に関する事項を調査審議するため、深川市こども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及びこども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく審議会としてその権限に属する事項を調査審議するほか、市長が必要と認める事項について答申又は意見を具申するものとする。

2 審議会は前項に規定する事項に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織及び委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他こどもに関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。

3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の審議会は市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務を行うため、幹事及び書記を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の深川市児童福祉審議会条例第3条の委員である者は、改正後の深川市こども・子育て審議会条例第3条の規定により委嘱された委員とみなす。

○深川市子ども・子育て支援事業庁内推進委員会設置規程

平成18年6月1日

訓令第40号

(設置及び目的)

第1条 本市における総合的な少子化対策の推進について定めた深川市子ども・子育て支援事業計画の着実かつ効果的な推進を図るための庁内組織として、深川市子ども・子育て支援事業庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、子ども・子育て支援事業計画の推進及び進捗管理に関する事項について協議する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、市民福祉部長とし、委員は健康・子ども課長、総務課長、まち未来推進課長、商工労働観光課長及び学務課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁議への付議)

第6条 委員長は、委員会で協議した事項は必要に応じ、庁議に付議するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康・子ども課に置く。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

用語の解説

計画書本文に※印のついた用語について、以下に解説しています。

あ行

◆一時的（一時預かり）保育

パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を支援するため、一時的に乳幼児を保育所で保育する事業。

◆ウェルビーイング

身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念。

◆SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。

◆延長保育

11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね30分又は1時間の延長保育を行うもの。

◆親子クラブ

発達にあわせた遊び方や接し方の体験を通して、幼児の特性や望ましい育児方法を理解し、育児不安の軽減を図るための事業。

か行

◆家庭児童相談室

専門の相談員が配置され、児童の養育や生活上の問題、虐待などの相談や支援を行う。

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行うもの。

◆教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所。

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行うもの。

◆コーホート法

ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化（死亡や転出入）を観察することで将来人口を推計する方法。

◆こども110番・駆け込み避難の家

こどもが通学中や遊んでいる途中で、不審者等に追いかけられたり声をかけられた時、こどもが駆け込み助けを求めることができる緊急避難所のこと。郵便局・コンビニエンスストアなどの事業所、公共施設、協力民家などがある。

こどもが助けを求めてきたときは、そのこどもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡して、地域ぐるみでこどもの安全を守る取り組み。

◆こどもまんなか社会

こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。

◆こどもまんなか応援サポーター宣言

こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同した個人、団体・企業、自治体等が宣言している。

さ行

◆事業所内保育

事業所内の施設において保育を行うもの。新制度の確認を受けるためには、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを保育する必要がある。

◆児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、貧困や飢え等の困難な状況におかれていることに鑑み、すべてのこどもに基本的人権と人間の尊厳が保障されることを願い平成元年に国際連合で採択され、平成6年に日本も批准した。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行うもの。

た行

◆地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

◆地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談に応じる。センター型、ひろば型、児童館型の3種別で、住民の身近なところで地域の子育てを支援する。

◆地域こども・子育て支援事業

こども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援

拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

◆通常（平日）保育

保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって開所時間11時間（最低8時間）の範囲内で保育する。児童福祉施設最低基準により、保育士の数、設備の面積、定員等が定められている。

◆特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

◆特定地域型保育事業

市長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

な行

◆乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中でこどもがすこやかに育成できる環境整備を図ることを目的とした子育て支援事業。

◆認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし知事に認可された施設。

◆認定区分

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する保護者は、市長の認定を受ける必要がある。

1号認定 3歳から5歳で保育を必要とする理由無し

2号認定 3歳から5歳で保育を必要とする理由あり

3号認定 0歳から2歳で保育を必要とする理由無し

◆認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで、4つのタイプがある（①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型）

は行

◆病児・病後児保育

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育したり、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。

◆ファミリーサポートセンター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う、有償のボランティア組織。

◆ヘルシーマザーズクラブ

家族の健康づくりを担う母親を対象に、健康についての講話や調理実習を通して自分や家族の健康課題を発見し、望ましい生活習慣を身につけることを支援する事業。

◆放課後児童健全育成事業

仕事などで昼間保護者がいないこどもたち（小学校に就学している3年生以下の児童等）を対象に、学校の余裕教室や児童館等で放課後、遊びや生活の場を提供する事業（通称：学童保育）。

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのこと。

ま行

◆マタニティサロン

出産・育児への不安を軽減するため、妊婦同士の交流を図る場。

や行

◆幼稚園

新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要となる（私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、認定を受ける必要はない）。



すまいる
あっぷる
ふかがわ

深川市こども計画

(第3期深川市子ども・子育て支援事業計画)

発行：令和7年3月

発行者：北海道深川市

編集：深川市市民福祉部健康・子ども課

〒074-8650 深川市2条17番17号

電話 0164-26-2237

FAX 0164-22-8134

E-meil : kosodate@city.fukagawa.lg.jp